

令和7年

文教委員会会議録

とき 令和7年2月26日

品川区議会

令和7年 品川区議会文教委員会

日 時 令和7年2月26日(水) 午前10時00分～午後3時09分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 このの孝子 副委員長 山本やすゆき
委員 西村直子 委員 あくつ広王
委員 せらく真央 委員 高橋しんじ
委員 田中たけし

出席説明員 伊崎 教 育 長 米田 教 育 次 長
船木 庶 務 課 長 荒木 学 校 施 設 担 当 課 長
柏木 学 務 課 長 中谷 指 導 課 長
丸谷教育総合支援センター長 唐澤特別支援教育担当課長
河内品川図書館長 佐藤(憲)子ども未来部長
藤村子ども育成課長 柴田子ども施設連携担当課長
染谷子ども家庭支援センター長 飛田子育て応援課長
芝野保育入園調整課長 中島保育施設運営課長
佐藤(裕)保育事業担当課長 原品川区児童相談所長
長谷川児童相談課長 金子一時保護担当課長

○こんの委員長

それでは、ただいまから文教委員会を開会します。

本日の予定ですが、昨日の委員会で確認しましたとおり、その他で所管質問が加わりましたことから、皆様の机上に、改めて審査・調査予定表を配付させていただきました。本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 令和6年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について

○こんの委員長

それでは初めに予定表1、報告事項を聴取いたします。

(1) 令和6年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価の報告書についてを議題に供します。
本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松木庶務課長

それでは私から、令和6年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価の報告書についてご説明いたします。

初めに資料の項番1、目的でございます。本事務事業評価は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に定めがあり、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理および執行状況について点検および評価を行い、結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに公表しなければならないものとされております。このことを通じまして、効果的な教育行政の推進に資するものとしており、同時に区民への説明責任を果たすものでございます。

項番2、対象・基準です。(1)の対象事業につきましては4点、新規事業、規模を拡大した事業、今後の事業継続をするに当たり工夫が必要だと思われる事業、そして教育委員が必要と認める事業のいずれかに該当する事業を選定しております。

(2) 評価基準です。評価基準の①基本評価につきましては、継続性・効果性・効率性の3点について評価を実施しております。

2ページに参りまして、②総合評価につきましては、事業の今後の方向性としまして、それぞれA、B、C、Dの評価基準において、「拡充」、「継続」、「見直し」、「廃止」とする総合評価を行っており、今年度は14事業を対象といたしました。

項番3、結果です。総合評価（今後の方向性）といたしまして、Aの「拡充」が6事業、Bの「継続」が5事業、Cの「見直し」が3事業、「廃止」とした事業は0事業でございます。

次ページに参りまして、(2)教育委員会の総評でございます。総合評価を「見直し」とした事業につきましては、より効率的な実施手法を検討するよう、「継続」とした事業につきましては、事業の目的を意識し、創意工夫を重ねて施策を推進するよう、「拡充」とした事業については、区民ニーズの的確な把握、関係機関などとの連携を図り実施するよう、評価を頂きました。

続きまして、(3)番、各評価対象事業の点検および評価結果につきまして、次ページ以降に評価シートを添付しておりますので、この後、ご説明申し上げます。

(4) 点検・評価に関する学識経験者からの意見です。学識経験者による点検・評価につきましては

法律上任意でございますが、区では毎年、学識経験者からの意見を求めております。今年度の対象事業および意見を求めた学識経験者につきましては、資料に記載のとおりです。頂いたご意見につきましても、後ほどご説明を申し上げます。

資料をおめくりいただきまして、5ページから18ページまでが実際の評価シートとなっております。

それでは、全14事業につきまして、各シートの下から2つ目の囲みの部分、各事業の今後の方向性について、順にご説明を申し上げます。

初めに1番、補助教材費保護者負担軽減事業については、学校教育の現場判断を尊重し、現状の実施方法を維持するとともに、事業実績の検証を行い、学校に対し事業の内容の周知徹底を図るものとしております。

続きまして、2番、学校改築の計画的な推進です。建物の老朽度や就学人口の動向等を踏まえて計画的に学校改築を推進し、良好な学習環境を整備するとともに、省エネ・創エネ設備の導入を進め、建物のZEB化を進めていくものとしております。

続きまして3番、しながわ多様性理解・多文化共生推進事業です。今後も障害者理解等（多様性理解）や日本文化やスポーツ体験等（多文化共生）を推進し、児童・生徒・保護者アンケートを3年に1度実施の上、効果検証を行っていくものとしております。

続きまして、4番、いじめ防止対策です。今年度より導入した「いじめ予防プログラム」の効果検証とともに、いじめの重大事案に至る前に組織的な対応が図られているかを総合的に評価し、今後の対策検討につなげるものとしております。

続きまして、5番、不登校対策です。区の不登校の児童・生徒に対して、校内教育支援センター、マイスクール、仮想空間を活用した支援など、一人一人に合った学びを保障し、保護者への支援としてポータルサイトの充実や相談の場の提供に努めるものとしております。

続きまして、6番、学校図書館運営サポートです。スタッフの配置日数について、スタッフの配置時間の拡大を行い、児童・生徒が学校図書館をきっかけとして本に親しみを持つよう、委託事業者と一層の連携を行い、活動を推進していくものとしております。

続きまして、7番、家庭教育学級です。家庭教育講演会では、家庭や学校を取り巻く状況に即したテーマを設定するとともに、家庭教育委託学級においては、家庭教育の自主性を尊重しながら、保護者に対する学習機会の確保・情報提供を通じ、家庭教育を支援していくものとしております。

続きまして、8番、給食運営です。給食の無償化による子育て家庭の負担軽減を図るとともに、食材費の評価に基づく適正価格による給食の提供、人材の確保や設備の整備と併せ、生ごみや牛乳パックのリサイクルなど環境問題にも取り組んでいくものとしております。

続きまして、9番、学事制度等の検討です。通学区域の一部変更が令和8年度に入学する児童から適用となることから、令和7年度以降は就学事務の中で、引き続き関係者への周知を進めていくものとしております。

続きまして、10番、教職員支援経費です。勤務時間の減少が成果として現れており、今後も働き方改革推進プランの改訂による取組の推進、また、年1回、教職員対象のアンケートを実施し、経年分析の下、教員の負担軽減をさらに進めていくものとしております。

続きまして、11番、就学相談の充実（医療的ケア児の受け入れ含む）です。今年度から受付を電子申請化し、24時間対応として保護者の利便性の向上を図ったところですが、今後も就学相談に必要な体制整備を図り、支援を持続可能なものとしていくものとしております。

続きまして、12番、電子図書館・音楽データベースです。電子書籍の充実や、音楽データベースの提供を継続するとともに、貸出しや返却のための来館が不要である利便性を周知し、利用数の増加を図ることとしております。

続きまして、13番、区固有教員の採用です。区の教育施策の推進役である区固有教員を全区立学校に配置することを目標に、段階的な増員を検討するとともに、区固有教員のさらなる専門性・指導力向上のため、指導教諭を新設し、多様なキャリアプランの実現を図ること、併せまして、人材確保の観点から、採用選考前に大学訪問やオンライン説明会の実施など広報活動の強化を図るとともに、選考後につきましては、合格者を対象にした配置前の事前研修を充実させるものとしております。

最後、14番、市民科・各教科の充実です。品川区教育振興基本計画に基づくウェルビーイングの実現や探求的な学びの推進、レジリエンスの育成に資する教育の在り方を検討するとともに、市民科の成果の検証と併せ、品川区立学校教育要領の改訂に向けた再構築を実施するものとしております。

それでは続きまして、学識経験者に意見を求めた2事業でございます。資料19ページをお願いいたします。

1つ目は、いじめ防止対策でございます。こちらは、国立教育政策研究所名誉所員の滝充様をお願いいたしました。ご意見につきましては、40ページをお願いいたします。40ページの中段、4番の5行目上、中ほどより、「いじめ」そのものへの対策以上に、学校や教職員による日頃からの児童・生徒への対応、保護者対応の工夫・配慮、そして教育委員会はそれを支える施策が求められることなどについて、ご提言を頂きました。

続きまして、45ページをお願いいたします。2点目の学事制度等の検討でございます。こちらにつきましては、法政大学法学部教授の名和田是彦様をお願いいたしました。ご意見といたしましては、区の学事制度審議会の委員長を務められたお立場から、本事業の執行に当たり、区民に分かりやすく丁寧さと緻密さをもって事業を進めていることへの高い評価と、今後も同様のスタイルを保持を期待する旨の評価を頂きました。

以上の評価・点検結果を踏まえ、今後も教育委員会の機能の充実と、教育行政の質の向上を図ってまいります。

令和6年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価の全体に関する説明は以上です。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。今回の事務事業の点検および評価報告書について、特に評価報告書は、びっくりして何回か読ませていただきました。

まずシートのほうから、理解できなかった部分について教えてください。しながわ多様性理解・多文化共生推進事業、7ページになります。この総合評価のところ、まずこのアンケートの結果が結構重要だということをおっしゃられていて、令和5年度実施の児童・生徒アンケートでは、「様々な立場や様々な文化をもつ人とコミュニケーションを取りたいと思う」という質問に対し、「当てはまる」と回答した児童・生徒は全体の50%に満たない。これが課題だという、ここではそういったことが書いてありますけれども、これは非常に魅力的な設問でありながら、子どもたちは別にコミュニケーションを取りたいと思わないと回答している。それがもう、半分もいかないというもの。ただ今後の方向性につ

いては、引き続き同じことをやっていく、粘り強くやっていくという意味だと思うのですが、これで足りるのかなというのが正直な印象でした。ここについて、私が読み取れた以外のもので、新しい解釈や、それとも単に同じことを粘り強く、デフリンピックというものを1つの契機としてということと前段でも触れられていますけれども、そういうことをやっていくのかということについてのお考えを、まず1つ聞きたい。まとめて聞いてしまいます。

それと、学校給食運営の12ページのところです。総合評価がCということになっています。実施手法はおおむね適切あるいは一部見直しが必要である。これは基本的に、総合評価や今後の方向性、教育委員からの意見を聞くと、特に否定的なものはないのですけれども、C評価。なぜCとされたのか。

「引き続き検討」というところでCにされたのか。Bにしてもよかったのではないのかという意見なのですが、なぜCにされたのかということと、今後の方向性について。私は理解できなかったのですが、「プラストローの削減」とあります。学校給食の牛乳については既にプラスチックストローを必要としている人以外は基本的にはなくしているはずなのですけれども、さらに「プラストローの削減」が必要なのでしょうか。環境問題への取組というところで、今後の方向性を書かれたのかということをお教えください。

シートについては、ほかにもたくさん細かく聞きたいところがあるのですが、切りがないので、そこだけ教えてください。

○中谷指導課長

1つ目の、多様性理解・多文化共生推進事業のご質問についてお答えさせていただきたいと思います。令和5年度のアンケート結果でご指摘いただいたとおり、「様々な立場や様々な文化をもつ人とコミュニケーションを取りたいと思う」という質問への肯定的な回答が50%に満たない状況があるところを、大変大きい課題として捉えているところでございます。このことを解決していくために、これまでやってきましたブラインドサッカーの全校実施、全校で5万円の予算を用いて、特色を活かした取組を行うということを引き続き行っていきます。重点校として4校指定して、特に「多様性理解・多文化共生」という新しいキーワードに対する特色ある取組を重点的に行いたいと思っています。

例えばデフリンピックを契機として教育活動を盛り上げていこうということで、特に手話体験というところを重点に置いております。様々な協会の方と連携させていただいて、まず重点校の中での取組で展開し、子どもたちが学びというのをきちんと大事にしていきたいと思っています。毎年やっているところではあるのですが、事例集というものを作らせていただいております。その中で出てきた好事例をしっかりとほかの学校にも広めることを、シミュレーションで考えているところでございます。

このことと関連してにはなるのですが、それ以外に、東京都と連携いたしまして、手話ダンスを今年、台場小学校で行いました。パラアスリートの方をお招きして、非常にコミュニケーションとしては効果的な、踊りながらも手話でやり取りを行うということ、6年生が体験させていただきまして、それを運動会での種目というか、みんなで踊れるようにするために、ほかの全校児童にも、6年生を中心に教えてさしあげるといような取組です。こういった1つの取組も、非常に参考になるものだと思っていますので、こういったものを広めていきたいと考えております。

○柏木学務課長

私は給食関係について、をお答えさせていただきます。

まず、総合評価がCであることでございますけれども、委員からはBではないかと、おっしゃっていただきました。ありがとうございます。

ですが、我々といましては、この給食運営の中で、給食調理代行や栄養士業務委託などの委託については見直しが必要ではないかという部分と、調理機器、あと施設厨房設備の修理などの実施方法についても、もう少しグレードアップできないかと考えている部分もございまして、総合評価としては、Cという評価をさせていただいております。

もう一点、プラスチックのストローの件でございしますが、委員がご認識のとおり、今、牛乳にはストローはついていなくて、どうしても必要な子についてはストローを配付して、ストローで飲んでいいという形で実施しています。しかし、保護者の方からなど、年度当初が多いのですけれども、説明がないと。指導しているのですけれども、「一斉に配っている」などという声もございましたので、そういう部分を、改めて学校にはきっちり環境問題を含めて周知して、さらに削減を図っていききたい。正直、無駄な部分がありますので、そこを見直していくという考えでございします。

○あくつ委員

ありがとうございました。多様性理解・多文化共生推進事業というところではB評価というところで、要するに効果は出ているというところでの理解だと思っております。ただ、アンケートの結果を見ると、さっき、教育委員会としては重く捉えているということでした。何でそんなに皆さん、子どもは関心がないのかと驚きましたけれども、設問が理解しにくかったのかなと思ったところです。

だから、どうなのですかね。先ほどおっしゃられた様々なことをやられる。重点校4校を指定して、手話体験をする。それと好事例の事例集を作り、台場小学校での手話ダンスなども紹介するというのは分かるのですけれども、総合評価は、多様性理解・多文化共生を課題として全校で実施していく必要があるというまめになっているのです。果たして今おっしゃられたことをやって、このアンケート結果が上がるのかというところ。さっき申し上げたように、アンケートの設問のこともあると思うのですけれども、もう少し工夫があってもいいのかなというのが正直な感想でした。

給食については、厨房設備などというのは読み取れなかったもので、そういう意味なのですねという感想です。

プラスチックストローのところ、先ほど、学校で年度初めに説明がないとか、あとは一斉に配ってしまっているという話がございました。これは、プラスチックストローを配ってしまうということですか。それは驚きなのですけれども。これだけ言っているにもかかわらず、プラスチックストローを配っている学校がまだにあるということでしょうか。そういうことだと思います。それは課題というよりも、課題なのでしょうけれども、徹底していただきたいとしか言いようがないですね。後の有識者による評価にもつながるのですけれども、「今後の方向性」というところにわざわざ書くほどのことでもないこともできていないのだなということ。今初めて知りました。答弁は結構です。

長く時間を取って恐縮ですけれども、事業評価の滝充先生の評価です。私は、皆さんももうお読みになっているでしょうけれども、教育委員会として、この評価はどのような位置づけであって、どのように受け止められたのか、まずお伺いしたいと思います。教育長のことについても触れられている。教育長の覚悟、覚悟というか意識みたいのところまで触れられていますが、教育長に答弁を求めているわけではないのですけれども、どのように教育委員会として捉えられているのか、まず率直にそこをお伺いしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

今回、滝充先生からは、品川区のいじめ対策について、この10年を振り返りながら、様々な取組を評価をしていただいたと捉えています。その上で、新しい取組を今年度からスタートさせていますけれ

ども、やはり過去を振り返ったときに、教育委員会も含めて、学校がきちんといじめについて理解ができていなかった、認知ができなかったこと。教育委員会からの指導もしっかりできていなかったというところは、非常に重く受け止めているところです。

そうした中で、今年度から新しい取組は導入していますけれども、この成果が出るのは、今年度、来年度にかけてです。成果はまた確認していきたいとは考えているところですけれども、滝先生の評価を受けて、真摯に受け止めながら、教育委員会として、学校に対してしっかり指導を行い、学校がそれぞれ法に基づいた対応ができるように、しっかりと指導していきたいと考えているところでございます。

○あくつ委員

教育委員会として真摯に受け止めるということだと思います。一つひとつ指摘していたら、多分もう1時間以上かかってしまうので、全体的な印象を申し上げます。基本的に教育委員会、また学校など、ここで言っているところは、いじめ防止総合対策の評価です。この中ではほとんど、私の印象では99%、否定的なご意見、否定的というか、「何もやってこなかったのではないのですか」、「やる気があるのですか」と言うのも失礼ですが、そのような評価だと思われる。表現としても、「大きな謎」、「まったく読み取れない」など、否定的な表現のオンパレードです。先ほどご説明のあった部分は提言であって、提案の部分については少ないのですけれども、そういったことが書かれている。ただこの方も、いじめ対策委員会の委員に、昨年7月になられて、実際、現場でヒアリングをしたら、何もやっていなかったわけではなかったことは分かりましたと。早期対応をしたけれども、それによってこじれた例もあるというような、現場に入ってみて初めて分かったこともありますというようなご意見もある。実際に自分が言っていることが本当に全部、的を射ているかどうかというところに対しては、ご自身もそうはおっしゃっていないのですけれども。では長くなってしまうから1点だけ、もう、いっぱい付箋と赤文字をつけましたけれども、1点だけ聞きます。

先ほどの36ページです。「筆者は、ある県の不登校を減らす手伝いをしたこともあるし、ある市のいじめを減らす手伝いをしたこともある。しかし、取組が成功するかどうかは、教職員や管理職、教育長を始めとする教育委員会の『何とかしたい』という意欲にかかっている。第三者に丸投げした取組、教職員が主体的になれない取組、上から指示や情報が次々に降ってくるだけの取組では、学校が変わることはない」というようなご指摘がありますけれども、ここについて、今回、真摯に受け止めるという先ほど表現がありましたけれども、この先生、有識者の方のご意見を取って、改めて教育委員会として、今後のいじめ対策についてどのような姿勢で取り組まれていくのかを伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

私どもも、令和4年度にいじめの重大事態を初めて認定して調査を進めていきました。また、令和5年度はいじめの重大事態を、法に基づいて認定していくということで、14件、認定して、調査も進めているところです。そうした中で、「何とかしたい」という思いについては我々も非常に高く持っていて、その中で今年度、新たな「いじめ予防プログラム」を導入していったという経緯もございます。

第三者に丸投げしているというような認識は我々にはなくて、教育委員会も学校も研修を通して、いじめ予防、いじめ防止について学び、また早期対応についても学び、しっかりと児童・生徒をいじめから救っていくという姿勢で今臨んでいるところです。

今回、授業の在り方であったり、委託先でのワークブックの用意であったり、一律、同じような質で各校での授業ができるように仕組みを整えました。また、今、多様な調査をしているところですが、少しずつ成果も出てきています。ただ、なかなかその調査の結果を読み解いて対応するというところ

ろについては、まだ1年目ですので、やりながら、難しいところについては改善していくというところで、我々も一緒に考えながら進めているところがございます。そうした授業と研修と調査ツールの活用について、しっかりと区教育委員会でも把握しながら、対応していきます。学校に、今、負担だという声も一部上がっているのですが、次年度、在り方を少し検討しているところであります。そういったことを一つひとつを積み上げていながら成果を出していきたいと考えているところで、決して我々が主体性を持っていないということではなくて、学校と共に取り組んでいくべきものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○伊崎教育長

あくつ委員から、教育長も含めた教育委員会の本気度というところで、各先生のご指摘についてお話を頂きました。

今、教育総合支援センター長からもご答弁申し上げたのですが、教育委員会といたしましては、令和4年に起きた重大事態をきっかけとして、学校の校長をはじめ教職員自体の認識がどうなのだろうか、あるいは教育委員会の中のいじめに対する取組の認識、あるいは取組自体が、平成28年度の法改正以降、どう変わってきたのだろうかということを、しっかりと見詰め直しました。区長部局から、令和4年度の重大事態に対する指摘のご提言を頂いたものを、しっかりと真摯に受け止めて、どのように本気で向かっていくかということをして令和5年度に検討して、今年度から、まずは全校で取り組める仕組みを導入しようということで、今ここに書いてありますTRIPLE-CHANGEというものを導入した次第です。

これに当たっては私からも校長会などで何回も、校長・園長に向けて、この趣旨をお話ししてあります。本気でいじめをなくす。いじめを早く解決するのも、もちろん大事なのですが、いじめが起きない学校風土をどうつくっていくかということ、みんなで一人一人、自分事として教員が考えてほしい。そういった思いを込めて、この仕組みを取り入れています。まだ取組としては1年目ということで、緒に就いたばかりというものもありますし、滝先生のご指摘のように、これが全て、TRIPLE-CHANGEをやるから解決するものではない。ほかの考え方もあるというのは認識しております。その中で、今、教育総合支援センター長からお話ししましたように、この仕組みを動かすだけではなくて、動かしながら、教員がこれをどう使っていくかということ、しっかりと一人一人に認識・自覚してもらった上で、学校全体、教育委員会全体として取り組んでいくということを進めていきたいと考えており、今も進めているところがございます。これからも本当に真剣に、いじめの解消と、いじめを起さない学校づくりを進めていきたいと思っております。

○あくつ委員

終わりにします。教育長からもご答弁を頂きましたので、答弁はもう求めません。先ほどおっしゃられたようなプログラムについては、いろいろな方のご意見もありますけれども、先ほどおっしゃられた法改正、法施行と、いじめ根絶宣言からこれだけ時間がたっているというような指摘もありました。その中で今、教育長がおっしゃられたように教育委員会、事務局全体が、今、本気でやられているというの、最近の様々なご報告を受けていて感じているところでもあります。それを引き続き、さらに強化していただきたい。

1点お願いがあります。今回、非常に辛辣なご意見を頂いたこの先生。ぜひこの先生にずっとやっばり見ていていただきたいのです。この先生の意見が全てとは思いませんけれども、苦言を呈する先生だから、切るとか、意見を求めないのではなくて、その先生にも、品川区はしっかりやっているのだと

いうことをご理解いただけるような取組を、これからもやっていただきたいという意味で、この先生のご意見もしっかり傾聴して、これからもしっかりお話を聞いていただいて、ご意見が頂けるような形でこれからもやっていただきたいと思いますので、これはお願いです。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

私は3つの項目に関してお伺いしたいと思います。1つは3番目の多様性理解の事業、2つ目は項目8の給食運営、それと最後が9番、学事制度等の検討について、少し確認したいと思います。

まず最初の、3番の多様性理解等の項目です。私自身のことを言えば、長年、委員会活動をしていると、どうしても多数決の世界にありますので、マジョリティーとマイノリティーの関係でいうと、どうしてもマジョリティー側に目を向けてしまいがちな中で、これまでの活動を続けてまいりました。そのような中において、多様性理解の必要性ももちろん理解しておりますし、今後の新たな取組として、学校を含め、様々な社会においても取り組まなくてはいけないという思いはあります。

その前提で、B評価のところの、「様々な立場や様々な文化をもつ人とコミュニケーションを取りたいと思う」という質問に対して、「当てはまる」と回答した子どもが50%に満たなかったという評価をもってBとされています。ぜひ教えていただきたいのですが、逆にこういう多様性の中で、コミュニケーションを取りたいと思わないという方のことも、多様性の一つとして取り組んでいくことこそ多様性だと思っているのです。全てにおいて少数意見だけを取り入れるということをもってして多様性理解ということではないと、今の段階では認識しているのですけれども、50%に満たなかったことをB評価としたことについて、ぜひ改めてご説明いただきたいと思います。

○中谷指導課長

ありがとうございます。まず本事業は、もともとは学校2020レガシー事業として、オリンピック・パラリンピック教育を目的として進めてきたものでございました。そこから今後、東京都でのデフリンピックの事業へのシフトというところで、事業名称につきましても、しながわ多様性理解・多文化共生推進事業と改めまして、再構築して発信してきたものになっています。

総合評価をBにした根拠としましては、今ご指摘いただいたように「様々な立場や様々な文化をもつ人とコミュニケーションを取りたいと思う」という質問に対する、「当てはまる」の回答率が50%に満たないというところを踏まえての評価もあります。それとともに、オリンピック・パラリンピック教育の成果をしっかりと活かしながら、引き続き、充実したものにしていかなければいけないというところも含めてのBという評価をさせていただいているところです。

コミュニケーションを取ることについて、これまでの成果として捉えているのは、例えば国際理解とか国際交流といった分野についての教育活動というのは、これまでのレガシー事業の取組の中でも、非常に各校、大変充実したものがあっていたと思っています。例えば「世界ともだちプロジェクト」など、1校、必ず1つの国と交流するという取組も実施したことがありました。子どもたちの経験の中で、国際理解・国際交流というところについては比較的、経験値がある一方で、今回特に重要視しているような、デフリンピックに向けた障害者理解に向けての取組というのは、これまでも一部の学校ではやっておったのですけれども、全校で取り組もうということは今まで行われていなかったという経緯があります。やはり、障害者理解は、まず知るということが非常に大事であります。なかなか自分も含めて、障害のある方の目線や、その思い、生活などといったものをしっかり理解するというのは、日常生

活で難しいところではあるのですが、教育活動の中で実際に機会をしっかりと得て、子どもたちは、コミュニケーションというのは、改めてこういうことなのだと学んでいます。相手意識というのが非常に大事だということを見詰め直す機会になっていて、このことが、障害者との関わりだけではなくて、ふだん関わっていく人との関わり方を見直すきっかけにもなっていくといった意味で、非常に意義深い学びだと捉えています。それを今、全校で展開しようというところでやっております。この取組について即時に効果が出るとは思っておりません。この数値が急激に変わるとも思っていないのですけれども、ただし大事な取組をしっかりと、積み重ねていくことで、やがて意識が変わると思われれます。一番目指しているところとしては、自分はそういった方に対して何ができるのだろうと考え、そういった方と、まちで出会ったときに、どういった行動ができるのだろうというところを、しっかりと実践していくというところだと思いますので、そういったところをゴールとしながら、継続・発展させていきたいと思っております。

○田中委員

ありがとうございました。大分、理解が進みましたが、自分の今までの経験で言うと、同じ意見を持つ者同士でつるむことのほうが安心感があるのですけれども、また逆に、全く違う意見の人と交流することで、新たな発見も得られます。そういった視点で多様性をお互いに認め合うということが、自らの成長にもつながるということも、ぜひ取り入れてお願いしたいと思っております。

余談の部分ですけれども、先ほど少し、パラリンピックから今度、デフリンピックに向けてということです。多様性という部分でいうと、デフリンピックはどうしても聴覚障害者の方となる。そのことに対しては否定は全くしませんけれども、パラリンピックのように、聴覚障害者以外の障害をお持ちの方の頑張りも、競技を通じて学べると思っています。デフリンピックがもうすぐあるからということではありますけれども、そこだけに限定しないで進めていただきたい。やや感じるのは、何か知らないですけれども、どうしても、サッカーに偏った傾向が品川区はどうもあるようなのですが、今度、デフリンピックも品川区で行われる競技が1つありますので、そういった競技も含め、多様性のある対応をぜひお願いしたいと思っております。

給食のことですが、これまでは有料だったものが無償化された。ある一定の費用を保護者の方から頂いていて、一定の基準で品質が保たれる、確保されてきた要素があると思うのですけれども、無償化していく場合、品質の確保を、今まで以上に、無償化時代のほうが、品質確保という視点において、より責任を負うことになると思いますか、今まで以上に配慮すべきだと思うのですけれども、有償の時代と無償の時代において、品質確保という部分での取組はどうなのでしょう。こういうところが評価に関わってくるのかどうかということも含め、お聞かせいただきたいと思っております。ここで言う、食材費の評価、適正な価格で給食内容を維持するというところとの関係性について、評価をお願いしたいと思います。

○柏木学務課長

無償化してからの品質管理・確保の話だと思います。令和5年度から無償化を実施してございますけれども、食材確保等については、それまでのやり方、現行どおりで今も実施しているところでございます。ただ、令和4年度の後半から、食材の物価高騰の関係で、区では随時、単価の値上げをしているところなんです。そういうところで質等の確保は保っていると考えてございます。

○田中委員

ありがとうございます。何でしょう、無償化と品質の確保というのは、ある一定の基準をしっかりと

持ってご対応いただかないといけない。区がより責任を持って、有償の時代以上に責任を持って対応していただかないといけないテーマだと思っていますので、ぜひ引き続き、そこはお願いしたいと思います。

また、3つ目が学事制度の関係なのですけれども、先ほど、あくつ委員は、滝先生のことをご評価されていらっしゃいましたが、逆の視点でお聞きします。今回の評価をされた先生について、何ゆえこの方を選んだのかということが素朴な疑問です。冒頭にもあったように、学事制度審議会の委員長もお務めになった方に、この内容について検討していただくことは、どのようにして客観性が担保されるのかというような部分もあります。内容はもう絶賛されており、丁寧な対応ということの評価でありましたが、私が気になったのは、余談のところで、原因は都市計画に問題があるのではないかというようなご指摘です。まずそういう素朴な印象を持つのですけれども、この方にお願ひした経緯はどういうことだったのでしょか。

○柏木学務課長

今回、学事制度については、名和田教授にお願ひしたところでございます。委員がご指摘のとおり、学事制度審議会の委員長を務めた方でございますけれども、学事制度審議会につきましては、学事制度自体の部分について答申を頂いている。その実施方法等については、その後、教育委員会で検討するという内容でございましたので、学事制度の答申には関わってございますけれども、実施に向けた検討については何も関わっていないという部分、それと、学事制度や都市問題について詳しい専門の先生でございますので、そういう先生から実施方法についての評価を頂いているという形で選定されたものとなります。

○田中委員

委員長として携わったことを諮問して実施した。直接は実施されていないということではありますが、審議会に関わった方が、関係した方の行った行為を評価すると、いわゆる第三者性が薄いような気がして、どうしても実施者寄りの評価、になりがちなのかな、現にそうですし、もう少し別の角度からもご評価いただける方にお願ひしたほうがよかったのかなと思います。また、都市計画がご専門だとすると、そういう方に学事制度の評価をしていただいているのかどうかというところは、少し疑問があります。

そもそも論で、学校の教室が足りなくなるという背景の一つに、ここにもありますように、35人学級の導入が大きな要因を及ぼしていると思います。いわゆる35人学級に対しての評価や、あるいは事前の改善策というか、これまで40人学級だったものが35人になる過程について。法律や指導で40人を35人にした時点で、もう全てにおいて35人にしなくてはいけないということではなくて、多少の融通性を持って、場合によっては40人学級もやむを得ない状況の中において、併設するという必要性があるというような、学事制度に対する評価として、40人学級・35人学級の評価も含め、まず移行の過程の課題というか、そういった視点からのご評価を頂けたら、より効果があったのではないかと思えるのですけれども、今の思いについてはいかがでしょうか。

○柏木学務課長

まず学識経験者の選定につきましては、今後、頂いた意見も参考に検討したいと考えてございます。

35人学級の件でございますが、当然、法律で35人ということで決まっておりますので、基本はそれでやっていくという考えでございます。ただ、特例がございまして、普通教室を準備するのに期間がかかるなど、そういう形でやむを得ない場合については40人学級という形も取れるようになってございます。そこはその時々、状況を見ながら、そのような特例措置も実際行っているという部分はご

ございます。ただ、基本は法に定めるとおり、35人という考えでございますので、教育委員会としてはそのようにできるように整備を進めていく考えでございます。

○田中委員

もう最後にします。先生からの評価は、報告がしっかりしているからすばらしいという評価ではなくて、移行期においての何か新たな取組だとか、そういう視点からのご評価を頂けると、よりこの事業をやった意味があったのではないかと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○西村委員

手短に2点だけ伺いたいのですが、この評価の仕方といたしますか、先ほど給食運営費がどうしてCなのかというご質問がありました。担当課がご自分でご自分を評価しているというような形になるのか、どういう評価の仕方をしているのか、やや分かりづらい点がありました。総合評価をCにされたところは、家庭教育学級と、あと図書館かなと思うのですが、そちらもちょっと理由が見つけれず、教えていただきたいと思います。まず、そちらだけお願いします。

○松木庶務課長

まず、本事務事業の点検および評価における、評価の考え方でございます。これまでの考え方といたしますか、それぞれA、B、C、Dということで評価をつけているわけですが、Aはやはりニーズも多い中、しっかりと成果も現れている。大きく言うとそういうことであり、Bというものは継続して進めていく。Cが見直しで、Dは廃止というふうになっているのですが、この辺の考え方も、Cだから決して悪いということではなく、しっかりと手法を見直すことで、さらに前進させて進めていくといったところも含めて、今回、C評価として、しっかりと評価を行ったものです。ですので、所管では、やはりしっかりとニーズがあり、実施手法も一定程度を保たれ、そして効果も一定の成果、実績が現れているというものについては、ある程度、Bというような評価をしたものもあります。教育委員会の中でしっかりご審議いただき、そしてさらに今後のことも踏まえ、しっかりと応えていく、そして事業をさらに推進していく必要があるのではないかとこのものについては、Cにしたところでございます。その中で、今、委員からご指摘があった2事業につきましても、総合評価はCということで、今回は見直しを図っているものです。

家庭教育学級につきましては、評価理由が読み取れなかったということでございます。家庭教育学級の必要性については、認識しておりますけれども、例えば各PTAの方々の自主性を重んじて、それぞれの地域ごとに設定するテーマに対し、支援を行っているところではございますけれども、一方ではどのテーマを設定したらいいのかというのは悩まれるようなご事情もあるということを知っておりますので、そういったところについては、教育委員会から、ある程度、必要な情報や、区で保有しているものをお伝えする、こういったものは有効なのではないでしょうかというようなやり取りなど、そのようなやり方で見直していくことで、さらに家庭教育の支援を充実したものにしていけるのではないかとこの意味で、C評価にしたところでございます。

○河内品川図書館長

図書館のC評価の件でございます。電子教科書図書館につきまして、方法論、現状の展開の仕方といたしますと、特定の業者がパッケージを提案を受け、それについて、例えば何回読んだらとか、一定期間が終わったらとか、そのような形でしか提供されていない点。それから、読みたい本が全てあるわけで

はないという点。投資対効果の面から見ると、よく電気自動車になぞらえて説明されるのですが、非常に環境にいいものではあるが、充電環境がなかったり、あるいは排出係数の高い電気を入れたりという面で、現実にはマッチしていない。それと同じようなことで、現状のデバイスや運用方法、それから商品展開が合っていない。これを見直していくことによって、区民の方によりいいものが提供できるのではないかという点でのC評価です。やる気については全く落ちているところではございませんが、改めて厳しい目で見つつ、区民の方によりいいものが提供できますようにこのような評価をさせていただいたところでございます。

○西村委員

ご丁寧にありがとうございました。

もう一点だけ、先ほどから上がっている、いじめ防止対策の事業評価が大変厳しいので、私も本当に驚きました。1点だけ25ページの、滝先生が書いておられる文章、読みませんが、「いじめの認知件数は、いじめの発生件数の一部にすぎない」というくだりがあります。また、「最も簡単なのは、いじめの認知件数が0件であると報告した学校に着目し」というくだりがあるのですけれども、誰のどのような判断に基づいて「いじめに当たらない」とされたのか、聞き取りや対策について述べられています。この点については、教育委員会としてどのようにお考えになったか、お聞かせいただければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

いじめの認知件数が0件であると報告した学校ということですが、令和4年度に複数の学校でこういった事例がありました。我々は法に照らしたときに「いじめに当たらない」、何とか、年間を通して一件もいじめがない、法律上当てはまらないというケースは、ないだろうと捉えであります。そうしたところで、これは何としてでも是正しなければならないということで取組み、令和5年度については、いじめの認知件数が0件の学校はありませんでした。令和6年度、今年度につきましても、現時点でいじめの認知件数が0の学校はございませんで、こちらの働きかけや調査ツールの導入の下に学校が適切に認知できるようになってきていると思われまます。ただ、まだまだ全国や都に比べると、令和5年度の1,000人当たりの認知件数というところでは、低い傾向がございましたので、引き続き、こちらから適切に認知できるよう、その後の対応もしっかり行っていくような働きかけ・指導・助言をしているところでございます。

○西村委員

ありがとうございました。

私は、例えば虐待の認知件数が増えたから、イコール駄目ということではないと捉えておきまして、発見できる視点や目線が増えたという捉え方を、しております。いじめの認知件数が多いから駄目というのではなくて、発見するまでの教員の方の取組や、発見から学校がどのようなプロセスを経たのかというところも正しく評価するような取組になっていただきたいなと要望いたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

この評価の報告書の扱いについて、各学校や先生方、ホームページに載るのは承知していますが、どのような形で周知されるのかというのが1つ。それから、先ほどほかの委員の方もおっしゃっていましたが、国立教育政策研究所の先生のコメントについて、教育委員会からいろいろコメントがあったので、その点については、もう話は置いておきます。ただ1つだけ、感情やイデオロギーとは関係なく、専門

の見識を持った方が、このように非常に冷静に考察されたという、この評価は大変重要なものであって、それだからこそ、先ほどあったように真摯に受け止めるというお答えなのだと思います。

ただ、一つでも二つでもいいので、この先生に対する反論を言っていただけるとありがたい。反論というか、区としては、こうしているのにといいのを書いていただけるといいなと思います。それをまずお願いします。反論と言うと少し言い過ぎなので、そうではなくて、というご説明というか。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、今回頂きました事務事業評価の結果につきましては、資料もページも膨大になっていますので、こういった学識経験者からの意見があるということで、校長連絡会や生活指導主任会等を通して、分かりやすく説明して、改善を少しでも図れるように周知徹底していきたいと考えております。

こういうご意見を頂いたところですが、我々10年間、何もやっていなかったわけではありません。いじめを根絶するように一生懸命取り組んできたところの自負はございます。例えばHEARTSの設置であったり、目安箱やアイシグナル、相談電話や、様々な発見ツールを用いながら、子どもたちに寄り添った対応ができるようにということで努めてきたところです。しかしながら、法律上、「いじめに当たる」というところでの認知という点では、弱い面は確かにあったと捉えておりますので、ご指摘のところと、一方でやることはやってきたというような自負もありながら、今年度から新たに導入したのも含めて、今後しっかりと成果を出していきたいと捉えているところでございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。連絡会等で、本当に、一般の先生方に伝わるような方策をぜひ。先ほどあったように、分かりやすく要約してお願いします。

本当に、多くの先生方というか、全員の先生方に知っていただかないと困るということと、あともう一つは、10年間いろいろやられたことも本当に承知しております。対応するために努力されたというのも把握しています。それで、先ほど少しお話がありましたけれども、例の大きな事件があったときに、区長部局からいろいろあって、見つめ直したというお話がありました。今回もこのような厳しいコメント、私は激励だと思っていますので、その激励を受けて、また見つめ直して、10年間の取組を振り返って、さらに発展させていただければと思います。それは期待していますので、よろしく願います。

それで、すみません。シートの中で簡単に幾つか言います。多様性理解のところは、先ほど50%ということで少ないという話があったのですが、逆に「全然、そう思わない」というのが15%ぐらいあって、そちらのほうがすごく重要な気がしています。「どちらかというと思う」というのを含めると、多くの生徒、全部で80%ぐらいあるわけですね。そうではないのが20%いる。その子たちに響くように、これから取り組んでいただきたいけれども、いかがですかというのが1つ。

それから、まちづくりにおいて、図書館は非常に大きな働きをしたいと思います。いろいろやられているのですが、もう少し、もう一歩先に進んで、地域との関わりや、まちづくりに図書館が果たす役割を、今後どういうふうにしていくかということ。あと本の冊数でカウントというのも大事なのですが、年代別に滞在時間でどれぐらいいるかというのも1つの評価ではあるのです。ですから、それはチェックして、グラフ化して、いろいろ対応などを変えた図書館もあるので、どんな年代の方がいらっしゃるか。高齢の方の滞在時間が長いというのはありますけれども、時間帯と滞在時間というのでいろいろ分析ができるので、その点についていかがでしょうか。

それから就学相談のところは、東京都特別支援教室の申請については、どうしても東京都に上げてい

かないといけないので、時間的制約があると思います。医師による診断などを含めると、タイムリミットに迫って、ばたばたとなるところもあるので、ぜひその辺の指導を学校できちんとしていただけるとありがたいと思います。

市民科は、改訂に向けたポイントを簡単にお示ししたいかと思います。

○船木庶務課長

答弁が前後して申し訳ございませんでしたが、冒頭に本評価をどのようにしっかりと活用していくのかというご質問がございましたので、これにつきましては本日、議会にご報告した後に、区のホームページにも公表してまいります。同時に学校への情報提供も併せまして、今回の評価の内容を活かし、そしてしっかりと教育行政の質の向上が図れるように活用してまいりたいと考えております。

○中谷指導課長

多様性理解・多文化共生に関するご質問にお答えさせていただきます。

「コミュニケーションを取りたいと思う」という質問に対する、そう思わないという層に対するアプローチがより重要なのではないかというご指摘も頂きました。本当にそのとおりだと思います。今回の取組というのは、全学年であったり、1つの学年であったり、学校によって対象とする学年は様々ではあるのですけれども、いずれにしても全ての学校で、取り組んだことが子どもたち同士で響き合うような、次なる活動に発展できるといいと考えております。1人のお子さんが学んだことが、対話的な取組として、今度、主体的な考えを持って実現したいというアイデアが出てきたときに、そのことを支える学校でありたいと思っています。そういった連続した学び、主体的・対話的で深い学びをつなげていければ、やはり一人一人の思いや考え、学びというのがさらに深まっていくと思っております。それは今、現時点で「そう思わない」と回答している層にも響いていくものになっていくと思っております。そういった形の展開ができるようにしてまいりたいと思っております。

○河内品川図書館長

視点の点、ご意見をありがとうございます。現在は、冊数と利用者数の2つの数字を軸にしていこうと考えておりますが、一方で、やはりまちづくりの観点や満足度なども重要であると思われれます。現在、指定管理者がアンケートで満足度をはかっておりますが、時間まではなかなか掴めないという点もございます。例えば品川図書館におきましては、休日になりますと1,700名前後の方がいらっしゃいます。その方たちが、どれほど心地よい時間と、それから教育の時間、学びの時間をお過ごしになられたのか、今後の課題として受け止めまして、研究を進め、また満足度、まちづくりの観点から、そういった面にアプローチしてまいりたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○唐澤特別支援教育担当課長

就学相談の充実につきましては、特別支援教室も含め、就学相談実施後の手続というのがあります。今後も、就学相談の案内や説明会、また実施時期などを検討するとともに、学校保護者、関係機関に丁寧に情報共有しながら進めていければと思っております。

○丸谷教育総合支援センター長

市民科の今後の改訂のポイントでございますが、こちらは次期学習指導要領と連動する部分が大きくあろうかと思っておりますので、中央教育審議会の動きも注視しながら、改訂の作業を進めてまいります。

また、品川区独自で定めている教育振興基本計画に基づいたウェルビーイングの視点や、今いろいろな自治体でも進んでおります探究的な学びについてもしっかりと導入できるような、新しい市民科を構築してまいります。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございました。それぞれの内容の細かいところについては、また別の機会にお伺いします。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○せらく委員

基本的なところになってしまうかもしれないのですけれども、対象事業の部分から質問させていただきたいと思います。

品川区教育委員会事務事業評価実施要領ですが、検索しても出てこなかったのですけれども、これは公開されているものなのか確認させてください。

あと、今回、対象事業が14事業ということですがけれども、全事業で何事業になるかお聞きしたいと思います。また、今回の対象から外れたものは、特に問題がないので継続していくという認識でよろしいか確認させてください。

○船木庶務課長

3点ご質問いただきました。まず品川区教育委員会事務事業評価実施要領につきましては、要領ということですので、こちらは要綱と違って内部的な事務マニュアル的なものになりますので、公開はしていない可能性が高いと考えております。

それから、全ての事業が何事業かについては、事業数を正確には把握していませんが、今回の14事業に選定されなかった事業につきましても、品川区の事務事業評価につきましては全事業、これは対象にしている、投入しているコスト・経費から全て点検を行っておりますので、こちらは、今回の法律の地方教育行政の組織運営に関する法律の第26条に基づく点検・評価としては、この14事業になりますけれども、そこと合わせてというところがございます。どちらかという、この法に基づく教育委員会の中での事務事業評価・点検につきましては、やはり教育委員会としてしっかりと担っている、管理している事務の執行状況について評価し、公表することで、教育委員会の責任をしっかりと明確なものにするというような色合いが強いものと捉えておりますので、そのような対応を取っているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

私からも質問させていただきます。

シートのそれぞれの事業評価について、今後どう活かしていくかというところですがけれども、既にほかの委員の方から、そのようなご質問がございまして、活かしていくかということで、ぜひ活かしていただきたいという中での話になるのですけれども、それぞれ評価シートの中で、こうしたほうがいいなどという、個別にいろいろとお話がございますけれども、それに対して各所属課や係で、これに対してどう対応していくかみたいなものをまとめるなどというお考えがあるかということ。それから、それに対して、その対応策について公表するみたいなどころがあるかというのをお聞きいたします。

○船木庶務課長

2点、ご質問いただきました。

今回の点検および評価のまとめといたしましては、本日の議会資料の1ページから3ページ目までに

記載している内容をまとめ上げ、そして公表するものでございます。これを、さらに各シートの内容をまとめるといったようなところの予定は今のところございません。

対応策につきましては、もちろんこの点検・評価の結果に基づいて、しっかりと整理し、政策を進めていくところなのですが、その対応については、何か個別にまとめたというか、それは所管ごとにしっかりこれを受け、整理し、今後の事業に結びつけていくというところがございますので、何かこのまとめ上げというところは予定はしておりません。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。私の質問の趣旨としては、せっかくこれだけ分析して、課題や、こうしたほうが良いというふうなことが記載されてございますので、実際にそれをどうしていくかというところも、各課ごとにまとめていくことが良いのではないかとこのところでございます。せっかくこうやって改善点等が示されているわけなので、PDCAサイクルをどう具体的にやっていくかというのを分かりやすく残していくことが、着実に進めていくために効果的ではないかと思えます。今回、委員の皆様からも様々指摘があつて、こうしたほうが良いというところも、さらに加わりましたので、そういうものを見える化して対応していくということで、できることが効果的な改善につながるのではないかと考えておりますので、そういったことも答えていただきたいというところがございます。いろいろと、「やっていくべきことですね」というのが示されているけれども、まとまっていないと、そのまま取り過ぎてしまうというか、そのままになってしまうこともあるのかなというところで、そういうものを明確に示していくことが、1つ、改善していくのにすごく効果的ではないかというところがございます。

あと、個別のところについては、ほかの方が聞かれたことは外したいのですけれども、学校改築の計画的な推進のところについてでございます。総合評価A、そして継続性Aということで、改築を進めていくということなのですが、代表質問でのご答弁などもあり、今、建設費の高騰などで、一年あたり件数を見直して、在り方を検討してはというところがございますけれども、この辺り、今、改めて、これを踏まえてどう考えていらっしゃるかというのを伺いたいというところがございます。

それから、ここはちょっとお伝えしたいのですが、いじめ対策促進のところがございます。ほかの委員の方からもコメントがございまして、この評価を踏まえて真剣に進めていきたいというところございました。

予防の取組には一定の効果があると感じておまして、これまでの委員会でもお伝えしてきたところがございます。一方で、個別の事案の対応については、被害生徒保護者の方からの声などがございまして、学校側や加害生徒に対する対応として納得が得られていない、公平性や透明性の点で課題があるというところが、声としてございます。これについては、納得感を高めるというところで言うと、透明性や公平性を高めるべきだということで、そういった取組も、ぜひ調べていただきたいと思っております。教育長にもおっしゃっていただきましたが、真剣に向き合ってほしいというところで、今進めていただいておりますけれども、さらにそれを要望だけではなくて、個別の事案の対応についても丁寧にやっていただくということで、改めてその辺りもコメントを頂ければと思います。

○荒木学校施設担当課長

私からは、学校改築の進め方について回答いたします。

こちらは本会議でも述べさせていただきましたが、区全体としては新庁舎建設を控えておまして、投資的経費の総量の平準化を図る必要があるという認識でございます。

このことを踏まえて、これまで同様に、建物の老朽度と就学人口動向、地域バランスを総合的に勘案

して進めてまいります。具体的には、学校改築については、これまでも27校に着手してまいりました。残り19校につきましても、順次改築を進めていく、最後の1校になるまで建て替えを進めていくということに変わりはありません。毎年度の予算編成の中で、次にどこを手がけていくかといったところは、庁内でしっかり議論して決めていくということでございます。

○船木庶務課長

先ほどご指摘いただきました、今後の方向性については、シートの中で示しておりますので、これがしっかりと今後の実施、点検から実施、実施、それから評価と、次のところにつながっていくように、そこはしっかりとつながるようなものにしてまいりたいと思っております。その具体的な手法につきましては、検討してまいりたいと思っております。

それから、せらく委員のほうで先ほどご質問がありました、教育委員会の区の事務事業につきましては70事業ということでございますので、よろしく願いいたします。

○丸谷教育総合支援センター長

いじめの個別事案についての対応についてでございます。

学校でいじめを認知して、当該児童・生徒、また保護者と対応していく中での納得感というところだと思います。まず大事なのは、学校がどのように対応していくかということをしつかり保護者に伝えていくということが重要だと考えておまして、そこがしっかりできていないと、どんな対応をしても納得感を得ることができないと捉えています。

そういった学校の対応力を高めるために、現在、学校でも定めている基本方針の保護者への周知について、4月当初に徹底するように指導しているところでございます。また、区教育委員会といたしましても、センターの中に、いじめ対策担当をつくりまして、いじめの重大事態になる一歩手前のものであったり困難事例に対しても、対応を学校と共にさせていただいているところです。また、区長部局への窓口相談もありますので、区としてもチームで対応していけるような体制を整えましたので、これからも継続して、そういった各種事案にしっかりと向き合っって対応していきたいと考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和7年度新入学 学校選択の希望申請理由に関する調査結果について

○こんの委員長

次に、(2) 令和7年度新入学 学校選択の希望申請理由に関する調査結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは、令和7年度新入学 学校選択の希望申請理由に関する調査結果についてご説明いたします。資料をご覧ください。

1、調査の目的です。学校選択を利用した保護者の申請理由を調査することで、学校選択の希望の状

況や傾向を把握し、今後の学校運営の改善につなげることを目的としてございます。

続きまして、2、調査の対象です。対象は、令和7年度に新入学となる児童・生徒を持つ保護者で、学校選択希望申請をされた方になります。

3、調査実施方法です。昨年度からアンケートにつきましては、電子による回答としてございます。アンケートの選択肢につきましては、2ページ目に記載がでございます。

続きまして、4、対象者数および回答数ですが、こちらは記載のとおりになります。

5、結果概要です。資料では表で上位3位を記載してございますが、3ページ目に全選択肢の状況をグラフでお示ししておりますので、そちらをご覧ください。3ページ目ですけれども、上段が小学校・義務教育学校（前期課程）新1年生、中段が中学校・義務教育学校（後期課程）新7年生の結果となっております。

初めに新1年生でございますが、回答いただいた方は83名となります。回答は複数回答可となっております。グラフですが、こちらは選択の多い順に上から並べてございます。選択肢の後ろに、括弧、何位と記載がございまして、こちらの括弧内の順位につきましては昨年度の順位となっております。本年度、選択理由で一番多かったのが、①「学校が近く通学しやすい」、次が③「学校の教育活動に魅力がある」、3番目が⑤「学校の施設・設備が新しい」となっております。4番目以降につきましては記載のとおりでございますけれども、6番目に⑮「その他」がございまして、この主な内容については、ページの下段に記載してございます。

続きまして、新7年生についてです。こちら、回答いただいた方は87名となります。選択理由で一番多かったのが、②「友人関係による希望」、次が①「学校が近く通学しやすい」、その次が⑫「クラブ活動の状況」となっております。4番目以降につきましては、記載のとおりでございます。

新1年生と同じですけれども、6番目の⑮「その他」については、ページの下段で主な意見を記載してございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○田中委員

今回の調査結果をもとに今後の学校運営の改善をされるということではありますが、回答の中の、学校が近い、施設・設備が新しい、友人関係などというのは極めて主体的なというか、何というか、学校運営の改善につなげにくい項目ではないと思えます。そういう意味で学校運営の改善につながる項目は、小学校で言えば第2位の「学校の教育活動に魅力がある」、下から3つ目の「国公立学校への進学状況がよい」などというところ。こういったものは、学校の評価が反映された項目だと思っております。この結果を学校運営の改善につなげるという観点で、2位であった「学校の教育活動に魅力がある」と評価された学校はどこなのか、逆にこの項目には当てはまらなかった学校はどうかとか。あるいは「国公立学校への進学状況がよい」というところで、学習指導要領の項目をどれだけ理解してもらっているかという評価、それぞれの学校で行われる年1回、数年に1回の学力テストでももちろん評価されますけれども、やはり進学状況もどれだけ学力を身につけたかどうかの評価につながると思っております。そういった観点で、「国公立学校への進学状況がよい」として評価された学校がどこなのかというのを、言えるのか言えないのか分かりませんが、教育委員会としてどうしようもできない項目は除外して、学校の改善につなげる取組としては、今言ったような項目をより具体的に分析していた

だきたい。何が評価されてこういう形で選ばれたのか、選ばれていない学校は何が足りないから選ばれていなかったのかという分析をすべきだと思っているのですけれども、そういう評価は、活用はしていないのでしょうか。そこを少しお聞かせいただきたいと思います。

○柏木学務課長

まずアンケート結果につきましては、教育委員会で個別に評価をしているということはありません。学校に、全体としてこういう傾向で、来年度入学については選択されているという形で情報を全校に流させていただいております。各学校におきましては、このアンケート結果、希望申請理由の結果だけではなく、学校独自に、ほかにアンケートを取っていたり、先ほどありました学力定着度調査の結果や、あとは学校評価等を参考に、各学校が学校運営や教育活動、あとは対外的には学校だよりや学校説明会等に、自分の学校の魅力を発信していくものに活かされていると考えてございます。

○田中委員

結果をどう受け止めるかというところでもあるのです。せつかくこういう形で希望理由を聞いて、生の声が聞けて、それに対して、結果をフィードバックしているので学校、教育委員会全体として評価のばらつきがあって、よいと評価されている学校と、そうでない学校の分析みたいなことまでは、新入生の調査に基づいてはしていないということですか。

○柏木学務課長

評価に関する、調査といいますか分析については、現状では教育委員会はしておりません。

○田中委員

せつかくやるのであれば、この結果を活かして、より学校の運営の改善につなげる取組をぜひしたほうがいいと思います。

それは要望で終わります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。まさに、小学校、そして中学校、義務教育学校の選択の理由、申請理由、大体、大まかに、我々が話を聞くとおりだと思いました。

先ほど、「その他」のところの意見で、小学校のところの2番目、「通学区域の学校が工事」、中学校の1番目、「通学区域の学校が工事」というものがありました。これは、いわゆるあれですか。「学校の施設・設備が新しい」という選択肢がありますけれども、これを理由にそこを選択しなかったという趣旨でよろしいのですか。

○柏木学務課長

こちら、「通学区域の学校が工事」については、ここでは短めに書いているのですけれども、在学中に校舎の建て替え工事がないという意見です。だから、工事がなく、校舎改築がないところを選んでと解釈できます。

○あくつ委員

ありがとうございます。

今もしていますけれども私の地元の地域で、改築工事をしているところがあります。そこで改築工事をしている間の運動施設は、どういうふうにするのですかというところで、説明会の中での説明が足りないというご意見を頂いて、学校長とやり取りをしたことがあります。その学校長は今ではもう学校長で

はないから言いますけれども、「学校施設の新しいとか古いは、学校の教育は関係ないのです」とおっしゃっていました。「保護者はそんなことはないよな」と私は思いながらも、私は、「きちんと丁寧に説明してください」というお話をしましたけれども、こういった結果がはっきりと出ている。項目でも上位に入っているし、先ほどの意見、建て替えが行われないということを確認して学校を選んでいるという方が、意見が、多いということであれば、当然、学校側も認識していただきたい。校長先生や管理職の方は認識していて、あえてそういうふうにおっしゃったのかもしれませんが、改善の影響は非常に大きな学校選択の要素であるということは認識していただきたいと思いますが、学校側がこのことを認識されているかどうかの、教育委員会の見解を改めて伺いたいと思います。

○柏木学務課長

選択状況は、各学校、校長を含めて、今年度はどうなのかというのを見ています。通学区域の方がほかの学校を選んでいる、ほかから選ばれているなどというのは、実際に数として見えていますので、当然、学校側はそういうのをきっちり認識していると思います。

○あくつ委員

ということは、分かっている、そういうお答えをその校長はされたということで私は認識いたしました。いわゆる、何と申しますか、学校長にとっては、先ほどここにあった、「学校の教育方針に共感」というところ、もしくは「学校の教育活動に魅力がある」という選択肢がありますけれども、本当はそこで選んでいただきたいと思いがあるのでしょうけれども、先ほど田中委員からあったように、建て替えになるというところは学校側の裁量ではどうしようもないので、そういうところでの少し感情的なところでのご返答だったのかなと、今、再認識いたしました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

「学校が近く通学しやすい」というのは、小学校も中学校もあり、さらに「親の出身校」というのがあるということなど、やはり地域との結びつきが、すごくあるのではないかと思います。そういう認識を持って選ばれている方も、いると思うのです。他の委員と視点が違うのですけれども、やはり地域と共にということを学校はうたっているのです、こういう認識を持って入られた方々がいて、地域と学校を強く結びつけていくという、いわゆる地域コーディネーターの方とか、そういう方の役割もすごく重要だと思います。その点についてはいかがですか。地域と学校の結びつきを認識して、先ほど言った改善に進むではないですけれども、そういった点に活かしていただけるとありがたいと思うのですけれども。学務というよりも、地域コーディネーターの話です。

○中谷指導課長

地域と共に歩む学校づくりを行っていくというところにおいては、今現在、全ての学校で品川コミュニティ・スクールとして、運営体制を強くしながら前に進んでいるということが、大変働いていると思っています。その中の学校地域コーディネーターですけれども、全校配置というところで、非常に、各学校においてキーパーソン、校長先生から見ても非常に頼りになる存在というところで、今、そういった時期を迎えているのかなと思います。

さらに学校と地域の結びつきを強くするという意味においては、やはりどの学校でも今、年6回行っている校区教育協働委員会があると思います。こちらの会議体が、やはり、より日々の学校経営、教育活動の改善に向けて充実したものになっていくということがとても大事だと思っており、各学校の状

況というのを非常に注意深く見させていただいているところです。引き続き、こういった取組を行いながら、必要な支援を教育委員会としても打っていきたいと思っております。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。保護者の方や児童・生徒たちも、地域の中の学校という意識をされていると思うので、ぜひ結びつきのために、先ほど支援していただくというのがありましたので、よろしくお願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。
よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和6年度 感染症による臨時休業措置状況

(9) 区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症発生状況

○こんの委員長

次に、(3) 令和6年度 感染症による臨時休業措置状況、および(9) 区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症発生状況についてを、関連するものとして一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは、私から区立学校における令和6年度感染症による臨時休業措置状況についてご報告いたします。資料をご覧ください。

表で件数等を示させていただいておりますが、表の左側、インフルエンザによる臨時休業等の措置状況でございます。資料にございますとおり、9月以降、延べ44校、55学級でインフルエンザによる臨時休業となっております。こちらの臨時休業でございますが、ほとんどが11月中旬以降の臨時休業となっております。ちょうどその頃、全国的にもインフルエンザがはやって、12月下旬には東京都で警報が出されたという状況でございます。こちらですが、インフルエンザにつきましては、現在は学級閉鎖はございません。11月中旬以降は学級閉鎖はないという状況でございます。

右側の新型コロナウイルス感染症による臨時休業でございますが、6月と7月にございましたが、それ以降は、臨時休業の発生はございません。

区立学校の報告は以上となります。

○中島保育施設運営課長

私からは、区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症発生状況についてご報告いたします。資料をご覧ください。

期間は昨年9月1日から本年1月31日までの集計となっております。

初めに区立幼稚園ですが、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症ともに学級閉鎖はございませんでした。

次に保育園ですが、インフルエンザ感染拡大防止のため登園自粛をお願いした園が18園で、延べ

23クラスでございました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園自粛をした園は、1園、1クラスでございました。区立保育園におきましては、1クラス内で3名以上、発症した場合、保護者の皆様に可能な範囲で登園自粛をお願いしているところでございます。保育園は、就労支援等を目的とする児童福祉施設でございますので、原則としてクラス閉鎖は行っていないところでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂について

○こんの委員長

次に、(4)「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは私から、「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂について説明いたします。資料をご用意ください。

まず、「品川区いじめ防止対策推進基本方針」についてですが、平成28年9月に策定しています。その後、令和5年12月12日に1度目の改訂。これは、いじめの重大事態が発生し、その対応が適切でなかったことを反省し、いじめの認知や重大事態の認定フローなどを盛り込んだものでございます。そして、令和6年5月1日に2度目の改訂を行っております。こちらは、区長部局に相談窓口ができたことを踏まえた改訂でございました。そして、今回の3度目の改訂となります。本日は総務委員会でも同時進行で、本基本方針の改訂について、総務課より報告を行っております。

それでは、資料をご覧ください。まず項番1、改訂の趣旨でございます。令和6年8月に、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されたことを受けて、今回の改訂に至ったものでございますが、今回、より効果的な運用を図るために、大幅に見直しを図っております。

続いて、項番2、主な改訂内容についてです。(1)から(7)に示してございますが、本体の本文をご覧くださいながら説明させていただきます。冊子をご覧くださいければと思います。

こちら、まず全体の構成につきまして、表紙をおめくりいただき、目次をご参照ください。ご覧のとおり、4つの体系に再構成しております。第1章から第4章まで、再構成してございます。

次に、主な改訂内容の(2)番に当たりますところは、3ページから11ページにかけてとなります。こちらでは、区におけるいじめの防止等に向けた共通事項、条例に定める基本理念や、関係主体の責務、役割、いじめの禁止等、また、いじめの根絶などについて、確認の意味で記載しているところでございます。

次に、(3)、6ページから9ページにかけての部分になります。まず国の基本方針や、学校教育委員会および区長部局の取組等を踏まえ、いじめの構造、いじめの防止等に係る基本的な考え方、いじめ

を深刻化させる要因というものを7ページに示してございましてこういったところをコラムとして掲載しております。

次に、(4)、第2章の12ページから26ページにかけての部分になります。この章では、児童・生徒を取り巻く関係主体におけるいじめ事案への対応体制を示すとともに、関係主体におけるいじめの防止等に係る具体的な取組の見直しと充実を図っております。こちらが第2章になります。

次に、(5)、第3章の27ページから34ページにかけての部分になりますが、ここでは、重大事態に至る前の段階で迅速かつ適切に対処できるよう、平時からの備えについて明記しています。

次に、(6)、第3章、32ページから34ページにかけての部分ですが、重大事態が発生した場合の調査の目的や調査の進め方等について記載してございます。

最後に、(7)に当たる部分ですが、以上のほか、目次の追加や用語の定義、記載表現・文言の統一などを図っております。今回は構成から大幅な見直しを図っておりますので、新旧対照表では表せないということをご了承いただければと思います。改訂日は令和7年1月29日となっており、学校には2月の校長・園長連絡会にて説明を行い、本基本方針を送付しております。

資料の最後にA3判横長の概要版を添付してございます。こちらは、各学校の教員に対して本基本方針の理解を助けるために作成したものでございます。こちらを基に周知を図り、本基本方針の内容について理解を深めるものでございます。

各学校では、「品川区いじめ防止対策基本方針」の改訂を踏まえ、自校の学校いじめ対策基本方針の改訂作業を現在行っております。新年度には保護者への説明を行い、学校の基本方針について理解を深めていただくよう、準備を進めております。

本委員会の後、区のホームページの更新作業を行い、区民向けにも公開してまいります。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

よろしいですか。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。

1点だけ伺わせていただきたいのですが、トラブルがあったときに、保護者も含めて生徒・児童自身が、なのですが、警察や弁護士に助けを求める際の対応について記載されている箇所はどの辺りになりますか。

○丸谷教育総合支援センター長

こちらは18ページをご覧ください。下段のエのところ、「学校関係者や地域、関係機関と連携した対応」ということで、こちらは学校が連携を図るという意味で記載しておりますけれども、関係機関と連携した対応についてこちらに記載しております。また、19ページ、次のページには、オのところ「警察への相談・通報」ということで、犯罪行為として取り扱われるべきというところは早期に警察にということで、こちらは学校で対応するという形になってございます。また、弁護士への相談についても、この中には記載しているところではございますけれども、またもう少し先のページには、21ページで(4)番に「家庭、地域および関係機関との連携体制」ということで、こちら学校と家庭・地域・関係機関との連携ということでは詳しく書かせていただいているところがございます。

また、保護者の判断、児童・生徒の判断で、区長部局への相談や警察への相談といったものは、事案

に応じて自発的に行われるものもございますけれども、事案によってはそういうケースもあるとは思いますが、しっかりと学校が基本方針を説明して、学校と家庭と連携しながら、いじめに対処していくような取組が進められればと考えているところです。

○西村委員

弁護士の方がついてくださっているということで大変心強いという声も届いています。最近、品川区ではないですけども、ほかの地域で直接、保護者が警察に連絡をするような事例が増えていると思っ
ていまして、伺わせていただきました。ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂ということで、ここに説明がありますけれども、根拠があつて、この方針を定めているということなのですけども、先ほど学校側にもご説明するというお話がありましたが、これは区としての方針なのですけども、誰に対して示すことを想定されているのか、改めてお伺いしたいと思います。

時間もないのでまとめて質問します。これは、言わざるを得ないのでですけども、7ページのコラム。結構、コラムが大事だということが書いてあるのですが、そこには、「アンバランス・パワー」についての記載があります。これは、先ほどの先生のご意見として、わざわざ提言の付記という形で、法的ないじめ、日本のいじめの特異性というところの指摘があり、日本におけるアンバランス・パワーというのは、あまり直訳してはいけないというような記載もありました。これは、学説や捉え方との違いということもあつて、大きな問題ではないのかもしれないかもしれませんが、こういったものにあえてコラムとして載せているわけですから、教育委員会としての総意としてこういう捉え方でいっちゃうということでもいいのか。それに対して、あえて、これはプログラムの中でのアンバランス・パワー、外国のものをそのまま直輸入するのはどうかという先ほどのご意見でその中でアンバランス・パワーというものの捉え方を、あえてこの先生はご指摘されているのですけれども、そこについての見解を聞かざるを得ないので伺います。

○丸谷教育総合支援センター長

こちらの基本方針は誰に向けたものであるかというところでございますが、当然、我々区教育委員会
が持つもの、区長部局が持つもの、また学校、それ以上に保護者や地域、関係機関、広く周知していくことが大切だと考えております。現在の課題として、学校の中でいじめの対応が、それはやるのですけれども、なかなかそれが、保護者や地域の方に理解が浸透していなかったりといったことがありますので、これを広く周知していくという想定でいるところでございます。

また、7ページのコラムの部分について、「アンバランス・パワー」、「シンキング・エラー」です。今、取組を児童・生徒にも浸透させているところなのですが、滝先生は暴力、力のいじめというところにフォーカスされていたのですが、「アンバランス・パワー」という言葉だけ聞くと、海外でのいじめのようですが、日本のいじめは、また海外のいじめと様子が大分違うということで、日本のいじめに合った形での理解ということを進めています。力による暴力のみならず、言葉で相手を制するようなことも、力の不均衡があると、そういう傾向があるということで、子どもたちには理解させ、また教員も理解を深めているところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。前段の部分で確認させていただきましたが、保護者も含めた地域の皆さんにも、これを方針として周知していくということでした。当然そうなのでしょうけれども、これをどのように分かりやすく伝えていくのかというのが大事なところだと思うのですけれども、今までの取組、そして全体的に今回はもう、新旧対照表という話ではなくて、抜本的な形での多分見直しをされたのかと思います。抜本的に見直した箇所が非常に多かったのだと思うのですけれども、新しい制度もできましたし、そういったところ分かりやすく地域に伝えていただきたいということ。区長部局にも、いじめ等の相談窓口ができたということも含めて、非常に分かりやすく説明する必要があるのではないかと。どのように説明していくのか、改めて伺いたいと思います。

それと、先ほどのアンバランス・パワーの件。コラムのところでは、アンバランス・パワーの理解が大事だとおっしゃっていて、そこのところでは、先ほどセンター長が答弁されたようなところまでは読み取れなかったので、現場ではそのように教えていただいているということです。いわゆる暴力だけではなくて、言葉で相手を制するようなものもアンバランス・パワーなのだということでしたけれども、そういったことも含めて、非常に問題提起としては先ほど大きかったので、聞かざるを得なくて一旦お聞きしました。現場ではそれを教えておられるということなので、安心いたしました。

前段の部分だけお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

保護者や地域にどのように広く周知していくかということではございます。

まず、「学校いじめ対策基本方針」というものを各校で今定めていて、改訂作業を進めているところです。保護者に対しては、4月当初、保護者会等の機会を捉えながら、しっかりと説明していく。いざ、いじめが起こった際に、どのように学校は対応していくのかということ、分かりやすく説明していくというのが1つございます。

また、地域への発信ということですが、まず学校の関連したところでいうと、校区教育協働委員会という会議体の中でのお示しということも当然していただくとともに、区全体としては品川区いじめ根絶協議会を年2回開いておりますので、そういったところで、代表の方にはなりますが、周知を図る。また、ホームページにも掲載はしていきますので、そういったところからもご覧いただけるような形は整えていこうと考えています。学校がハブにはなっていくのですけれども、しっかりと地域にも伝わるような形は整えていきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

次に、(5)に進めようと思ったのですが、今、このような時間でございますので、会議の運営上、暫時休憩といたします。

○午前 11時57分休憩

○午後 1時00分再開

○こんの委員長

それでは、ただいまより文教委員会を再開いたします。

なお、休憩中に1名の傍聴申請がございましたので、ご案内いたします。

(5) 不登校支援ガイドブックの配布について

○こんの委員長

それでは、(5) 不登校支援ガイドブックの配布についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、私から不登校支援ガイドブックの配布について説明をいたします。

資料をご用意ください。

令和6年11月に不登校支援ポータルサイト「ぷらっと」を開設いたしました。市民でも不登校に関する情報提供を行うためにガイドブックを作成いたしました。

内容につきましては、項番3にあるとおり、不登校の理解について、学校における支援について、学校外における支援について等で構成しております。

配布部数は1,500部としており、各学校には不登校状態にある児童・生徒の各家庭に行き渡るような部数を送付するとともに、区立図書館や児童センター、子ども家庭支援センター、児童相談所、フリースペース等の関係機関にも配布してまいります。

現在、発送作業は完了しております。各学校、各機関に届き、今後、配布の予定でございます。

お手元にガイドブック本体をご用意いたしましたので、ご参照いただければと思います。

また、ポータルサイト上にも外部ガイドブックを閲覧できるようにしております。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○西村委員

ありがとうございます。

これまでの過程を踏まえて、この形を作っていただいたことに、まず感謝申し上げます。

学校とつながっていないご家庭は、学校で配布していただく場合、毎週、せめて毎月でも学校に行っていられる保護者はいいいのですが、行っていないご家庭はどうするのかということと、またこれから、もしかしたら不登校になるかもしれない、全員に届ける施策のご検討があればお聞かせください。

○丸谷教育総合支援センター長

なかなか児童生徒が学校に行けていないという状況のご家庭もあろうかと思っておりますけれども、そうした場合でも学校の配布物等は担任等を通して保護者にお渡ししており、ご家庭とはつながっている状況でございますので、そういったご家庭にも本冊子をお配りできるようにしているところです。

また、今後、不登校になっていくという場合もあるかと思っております。現在、我々が把握している不登校者数に少し上乗せして学校に配布しておりますので、学校には若干の余裕はあるのですが、足りなくなった場合には、今年度につきましては、ホームページ上で閲覧できる旨、周知を図ってまいりたいと考えております。

次年度以降の増刷につきましては、また検討をしていきたいと考えてございます。

○西村委員

すみません。ガイドブックそのものの配布ではなくても、ウェブでもご覧いただけると思うので、そういったものを配布するというご案内は、全校生徒に行っているのでしょうか。それだけ伺わせてください。

○丸谷教育総合支援センター長

11月の時点で、各学校を通じてこういうサイトができたという旨は各家庭に周知するよう学校には伝えているところでございます。

○西村委員

ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。

このような不登校支援の取組に対する拡充はとても良いと思っております。

先ほど、西村委員からも質問がありましたけれども、できるだけ多くの保護者や対象となる可能性のある生徒たちに届けることが大事だと思っております。

ある学校では、既に学校のメールを通じて今回のPDFの案内が届いておりました。学校ごとにそういったメールで届けるネットワークがあると思いますので、必ず全学校でしていただけるように教育委員会で音頭を取っていただければと思っております。

それに合わせて、進めていただいているポータルサイト「ぶらっと」のところについてです。以前の委員会のご説明で、3月末までに全ての方にメールしていただくということでお聞きしています。今、拝見すると、小・中学校のみなさんへと保護者のみなさんへ、相談ができる人を探そうといったところが、まだこれからというか、3月末までにということなのですが、今の進捗状況がどのような状況か教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、本ガイドブックにつきまして、各家庭に伝わるように、引き続き学校へ周知徹底を図るよう努めてまいります。

また、ポータルサイトの進捗でございますが、現在、残りのまだ更新できていない部分につきまして、こちらで確認作業を進めているところでございます。3月末までにはコンテンツが全て整うように準備を進めてまいります。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。

予定どおり進んでいるということで、安心いたしました。

ポータルサイトが開設したというご案内を一度頂いていますけれども、新年度になりましたら、新入生や、その保護者の皆様もいらっしゃいますので、そういった形でコンテンツも拡充されたということで改めてご案内を頂きたいと思っております。

それから、定期的にこういったものがあるというご案内をしていただけるようお願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

田中委員、申し訳ないですが、黙って手を挙げるだけではなくて、一言お願いいたしたいと思います。

○田中委員

今回のガイドブックがいわゆる不登校になっている子どもにも直接届くということなのですから、不登校の子どもがこれを目にしたときの感じ方についてです。そういうことがないということであればいいのですが、本人が不登校者であるという、その「不登校」という言葉遣いに対して、大人は受け入れやすいし、分かりやすいのですが、ご本人が「不登校」という言葉を定義づけられたときどう思われるか。私はもう常に大人の視点でしかないので、そういう調査というか、本人からした言われ方の調査みたいなものは行ったことがあるのでしょうか。また、もし現状であったとしたら、どういう反応だったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

直接、不登校の状態にある児童・生徒に対して、「不登校」という言葉についての印象の調査は行っていませんので、どのように感じているかというところはデータとしては持ち合わせておりません。

本ガイドブックの対象は、子どもたちではなく保護者向けのガイドブックになっておりますので、当然、家庭にあれば、お子さんも目にすることはあるかと思えますけれども、基本的には保護者向けのガイドブックという形で周知しているところでございます。

○田中委員

調査されていないということではありますが、今後、調査する必要があるのかどうかのご判断は委ねますけれども、例えば、学童保育を「すまいるスクール」という表現にしたり、子ども向けには結構柔らかめの名称が結構多く見受けられている中で、このガイドブックそのものが、子どものいる家庭には届くということから、直接ではないにしても目に触れる機会がある確率は、一般家庭より少し多いと思われれます。ご本人が「不登校」という言葉を捉えたときの印象も微妙なところで、できたら一般の子どもと同じように元気よく学校に通ってもらえることが一番なのです。仮にそのような状態に戻すことを最終目標としたとすると、不登校であるということの受け止めに対しても配慮してあげることも、場合によっては必要になってくるのかなと思いますので、そこは今後のいろいろなアンケートなどをされる時点で、またご考慮していただけるといいのかなと思います。これは意見で終わります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 品川区子ども読書活動推進計画（令和7年度～11年度）の決定について

○こんの委員長

次に、(6) 品川区子ども読書活動推進計画（令和7年度～11年度）の決定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内品川図書館長

それでは、恐れ入ります。私からは、品川区子ども読書活動推進計画につきましてご説明させていただきたいと思っております。

資料をご覧いただきながら聞いていただければ幸いです。資料に基づきまして、進行いたします。

まず、項番1、概要でございます。

子どもの読書活動推進計画でございますが、現行のものが令和6年3月末日をもちまして終期を迎えますので、次期5か年にわたります、この計画につきまして、策定を進めてきたものでございます。

項番2、策定委員会での検討でございます。

昨年度は13名で策定委員会を計5回開催して進めてまいりました。

また、文教委員会では、今日を合わせて3回、また、教育委員会につきましては、都合6回ご報告し段階を経まして、検討を進めてきたところが経緯でございます。

3番、パブリックコメントの実施結果でございます。

まず、昨年11月6日にパブリックコメント実施に先立ちましてご報告させていただいたものに変更ございません。令和6年11月21日から12月20日までの1か月間、パブリックコメントを行わせていただきました。

結果でございますが、提出人数は14名、53件のご意見を頂戴したところでございます。

詳しいところは別紙2をご覧ください。ページで言いますと、ちょうど3ページ目から数ページにわたって書いてあります。こちらにつきましては、ページ数が多いこともありますので、概要、ポイントだけ説明させていただきたいと思っております。

53件のご意見の、素案の各章の割合でございます。素案の本文につきましては5章立ての展開になっております。

1章、計画策定について、これが3点頂きまして、5.7%。

子ども読書活動の現状、これは0点でございます。

3章、計画の背景と視点が1点、1.9%。

4章、計画の目標と体系が1点、1.9%。

5章の計画推進のための施策。こちらが41件で7割7分、77%という割合でご意見を頂いたところでございます。

こちらの主なご意見でございます。大きく3点ございます。

まず最初に、学校司書に関連することでございますが、8件ほど頂いておりまして、こちらが15%を占めている内容でございます。

それから、2番目でございますが、事業の中で、おはなし会やブックスタート、「はじめてのえほん」事業など、既存の事業に関することにつきまして、9件ほど、17%を占めますが、ご意見を頂戴いたしました。

最後になりますが、地域取組の提案でございます。こちらは6件、11%、頂いているところでございます。

図書館サミットや、本の回覧の仕組みや、品川区民読書の日など、今後のことなどにつきましてご提案を承ったところでございます。

こうした中で、計画素案の修正に関する事、計画に該当するものが2件ございました。

1件目が6番になります。

こちらにつきましては、ウェルビーイングにつきまして、表記の再検討をお願いしたいというところ
でございます。

2件目が38番になります。

特別な配慮を必要とする子どもへの取組について、全ての段階で表記すべき、また、教諭、助教諭、
学校図書館スタッフの研修を行うことを記載してほしいという2件でございます。

こちらの内容につきまして、おめくりいただきまして、資料が添付されておりますので、ご参照いた
だきたいと思えます。

まず、4ページ目でございます。

上の中段でございますが、不読率の注釈が書いてございます。これにつきましては、策定委員会の中
で、専門用語について分かりやすく表記をという指摘があり、不読率、ウェルビーイングについて記載
したものでございます。不読率につきましては、1か月で本を1冊も読まない子どもの割合という形で
表記させていただいております。

おめくりいただきまして、資料10ページです。

ウェルビーイングの注釈でございます。最下段でございますが、赤字で表記してございます。ウェル
ビーイングの定義をこのような形で表現させていただきました。

まず、策定委員会に出ささせていただいた内容なのですが、当初、誰もが自分らしく幸せに暮らしてい
くこととして策定委員会に提案させていただいているところ、この文面を見て、どうしても自分中心と
いう形で見えてしまうという形からこのような表記になったものでございます。

おめくりいただきまして、12ページをご覧くださいと思います。電子の12ページです。紙資
料、33ページの中段でございます。

赤字、中段で、こういった資料があることを子どもたちに広く知らせていくとともに、学校の先生方、
図書館スタッフをはじめとした子どもに関わる全ての大人たちにPRしていきますという点を修正した
ものでございます。

こちらにつきましても、策定委員会の中で、当初、先生方、図書館スタッフの表記を先にしていたと
ころ、子どもたちに向けた計画である以上、「子どもたちに」を最初に持つてくるというご指摘を受け
て、このような形になったところでございます。

続きまして、計画の概要版でございます。

まず、別紙4をご覧くださいと思います。

こちらの中で初めて概要版を提案させていただいたところでございます。説明させていただきます。

また、見開きになっておりまして、最初のページにおきまして、子ども読書活動推進計画、年度や目
的など、どのようなものを表記することによって、まずはお分かりいただくとともに、おめくりいた
だきまして、内容でございますが、計画の体系をもって、この考え方、計画の目指すものなどをお伝え
するような形で、こちらに体系図を書かせていただきました。

目的、目標、段階別目標などをご覧くださいながら、例えば、大人が見た場合には、こちらの保護者
と周りの大人たちなど、自分の関わるどのようなところが役割を果たすべきなのか、また、どのよう
な形で子どもたちに読書を推進していくのかを、分かりやすくこの体系図を用いてお知らせするもの
でございます。

おめくりいただきまして、最終ページです。各発達段階別の施策について載せさせていただいており
ます。こういった具体的施策をもちまして、皆様との関わりがあるとお伝えするものでございます。

このようなものは、先日、教育委員会でお諮りして、決定いただいたものをご報告するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

なお、今回提示させていただいている案でございますが、先ほど経過でご説明申し上げたとおり、各段階を踏まえてきております。ご意見などにつきまして、反映できる範囲も限りがあるかと思いますが、よろしくお願いたしたいと思っております。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

以前にもご説明いただいた内容が決定されるということで、おおむねこのとおりなのかなということです。また、修正点というか加筆についてもご説明を承りました。

私、以前の委員会でも申し上げたのですけれども、今回の推進計画に関連しての話になります。これはこれでもう結構かなと思います。少し個人的な話になりますけれども、うちの子どもが大学生で、今、品川区立図書館のティーンズボランティアをやっているのです。ワークショップなども、ファシリテーターとしてやりましたという話を前回させていただきました。今回の子ども読書活動推進計画は、法律もあるわけですから、子どもの読書離れ、活字離れにどうやって対応していくのが問題になるということで、新しい施策についても先ほどお話がありました。別に決まっていることは決まっていることだから、粛々とお進めになると思うのですけれども、参考程度に聞いていただければと思います。

このようなアイデアもありますよというところで聞いていただければと思います。うちもいろいろと聞き取りをして、どういったことをやれば子どもの読書離れが解消できるのかということで、別の場、予算委員会等でやればいいのかもかもしれませんけれども、例えば、読んだ本の感想をネット等のウェブサイトへ提出する。これは、うちの子どもの大学でやっているのですけれども、大学も今すごく活字離れということで、かなり問題視していて、そういうものを大学院生が添削をして、文章の書き方や感想文の書き方などをいろいろアドバイスして、その確認と承認が取れたものを匿名もしくは本人が望むなら実名でウェブサイトに掲載する。それによって、それを読んだ同年代の学生が、これは本当に面白そうだなと思って手に取る。それで、投稿した子たちにはポイントが出て、これも賛否両論あるかもしれませんが、ポイントがたまれば図書券、図書カードに変えられるということを大学が工夫してやっているそうです。

あとは、もう一つの案としては、選書ツアー。本を選ぶ選書ツアーというものをやっていて、大学でやっているのは、学部生たち20名程度を引率して新宿の紀伊國屋に行って、学生たちが非常に関心のあるものを20冊ぐらい選んで、それを学校側が一応見て、適切だと思えば、それを大学の図書館に納めて、そのコーナーみたいなものを作って同年代の学生たちの興味を引くようにやっている。このような取組をされているということでした。

あとは、もし品川区でやるのだとすれば、例えば、図書館内で夏休みや長期休暇の時に、児童・生徒たちを募って、図書館内を回って、自分たちの関心のある本を選んでもらう。買うのではなくて、図書館の中で選書ツアーみたいなことをやって、そういったものを展示したらどうかというようなことを現場感じるということでしたので、一つのアイデアとしてお伝えさせていただきます。

今日の趣旨から少し外れてしまっていて恐縮なのですが、一応そのような新しいアイデアもあるということで、公募の意見の中にも新規事業のアンケートがありますので、そのうちのひとつとして捉えていただければと思います。

○河内品川図書館長

新しい試みなどのお話でございます。お配りした概要版の策定の視点のところにアンケートやワークショップなどで頂いたご意見をまとめたのですが、子どもの声を聞くなど、当事者のご意見が大事なという視点を持っております。これは「不読率」という言葉から見ると、読まない子どもたち、裏返せば、例えば、高校生、中学生などは30%になっていますが、7割は読んでいる。その読んでいる子どもたちがどうしているかという点を、同世代からの導火線をもって伝えることが非常に有効だということが今回の調査などでよく分かってまいりました。

一方で、今、子どもはボランティアに大変お世話になっております。区民に誇るべき文化を持っております。一例ですが、先日も、図書館業務についてのボランティア、お手伝いを頂いたところです。おつきになられた方は、大学生と中学生で、実際にお客様の接客をしたところ、やはり中学生の低学年となると、少しこわもての方が来られると尻込みするのですが、「私がついているから大丈夫よ」と言いながら、手取り足取りとは言いつつもを対応していただきました。こういったことをいろいろな方にやっていただいて、ボランティアの活用、あるいは同世代の方の意見などを取りまとめることが拡大して、循環した生産の中でも非常に有用なことが分かってまいりました。

そういった中で、子どもも意見を温めているものがありますので、やっていきたい点について。それから、以前、委員からのご提案いただいた気軽に寄れる図書館を目指した活動、現在のおはなし会など会話するイベントもの業務の中でやっているところです。これは、物理的距離があれば、声は減衰しますからできるのですが、やはり狭い図書館ではなかなか難しい中でも、皆様のご理解の中でやっていることも多くあります。

そういったところを皆様にお分かりいただくために周知といいますか、広げていく点と、それから、その中でも学生も気軽に来られるようにすることによって、では、親子の方はそれについてどう思われるのか。電車に乗っていても、学生が少ししゃべると見られるような、これが世の中の風潮の一つでもありますので、お互いが気持ちよく過ごすためにいろいろなご意見を取りまとめて、同世代の方からの施策などを頂戴していきます。

本文の32ページの高中生、大学生段階における読書活動推進のための施策というところで、例えば、高等学校との連携の中では、こういった方の公共図書館に求めるサービスなどのご検討を頂いたり、大学生にもご活躍いただいたり、そういった方向性の中で、この計画の根底にあるものを形にしつつ、5年間の中でしっかり打ち出していきたいと考えているところです。

○あくつ委員

ご丁寧にご説明いただきありがとうございます。

方向性としては、ボランティア等を活用するということでした。

私どもの会派で、荏原第四中学校跡地の活用というところで、テーマから大きく外れないようにしますけれども、図書館機能を中心とした複合機能施設というものが、今、全国的に増えているところで、荏原第四中学校跡地もそういったことが基本方針で出ています。その中に図書館機能も当然入ってくる。

私たちも全国の施設を二つほど視察してまいりましたが、やはり購読率が高いというところは、それがどういう歴史的経緯か私も分かりませんが、大学生、子どもに限らず、ボランティアの方が非

常に図書館を愛している。子どもたちにとってはサードプレイス。この中にも出てきますけれども、いわゆる安らぎの場というか、何かあれば図書館。先ほどの不登校のところでもありましたけれども、その施設のうちの一つに図書館も入っていました。

図書館の持つ可能性、子どもにとっての図書館というものがこれから非常に大切になってくるというところで、少し所管が異なるから、あまりサードプレイスの話はしませんけれども、そういったところで、ぜひボランティアを活用していただいて、またボランティアとの協働で、そういったことが根底にあるということですから、それを形にしていただければと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。

計画は計画として進めていただいてありがたいと思うのですが、感想も含めて述べさせていただきたいと思います。ご意見の中に、おはなし会や「はじめてのえほん よんでよんで」事業へのご指摘が多かったなと思っておりまして、改善が必要なのかなという中で、4か月健診の待ち時間にも講座を開いてみてはどうかといういいアイデアもありました。そうなってくると、課を超える横断的な取組が必要になってくると思うのですが、読書の推進を進めるときに、やはりこれから課を超えていく必要がありますあるのだろうなと思っています。

1点、乳幼児に関しては、どこの保育園でも読み聞かせはかなり力を入れてくださっている印象がありまして、そこから図書館へ促すとか、家庭で実践するなど、連携が必要になってくるのだろうなと思いますので、何か施策やお考えがあれば、お聞かせください。

○河内品川図書館長

連携につきまして、ご意見ありがとうございます。

私どもは、やはり図書館だけではというところは視点として持っていて、大事なところだと思っております。

一方で、今回の「よんでよんで」事業など、様々意見をもらっておりまして、この中でも先ほど言いましたボランティアの方が多く活躍しているところでございます。

こういったご意見を述べられた方に、お話を伺う機会があったのですが、やはり絵本に関して、例えば、読み手の技量や、読む本の対象など、ボランティアも成長段階にございまして、最初からかなり高度なものが読めるかというとなかなか難しいところもございまして、成長を温かく見守りながらも、理念としては、おっしゃるとおりでスタート地点の連携して実施してまいりたいと思います。英国においては、例えば、絵本は三代に愛されてこそ、初めて本物の絵本だということわざがあるそうです。なかなかそれは奥深いもので、絵がかわいかったり、文章が分かりやすいものを選びがちなのですが、読み手などの成長も促しつつ、そのような連携も含めまして、しっかりやっていきたい思いがございまして、ご意見ありがとうございます。

○西村委員

もう一点だけ。要望でもあるのですが、前もお願いしておりまして、よりよい読書環境づくりのための施策や、今回の推進計画には、本来ハード面は入ってこないのかなとは思っていますが、大人と受験生で子どもを分けるとか、自習室のニーズも大変高まっていると思いますので、その辺りは要望として、

ぜひ継続でご検討いただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○田中委員

読書活動は、子どもの時代だけではなく、大人になってからも人生の幅を広げることにつながるので、そういった意味でも小さい頃から読書に親しむ環境を整えてあげることがはすばらしいことだと思うのですが、その際に、ある意味大人の事情を加えないように、ぜひお願いしたいと思っています。

大人の事情というのは、少し具体的に言うと、学校の図書館と、公立の地域の図書館の連続性を持たせるというか、関係性を日頃から持たせていくことが必要だと思いますので、学校図書館は学校だけとか、地域の図書館は地域だけではなく、いわゆる縦割り社会ということではなくて、そこには大人の事情は加味せずに、子どもの読書環境を広げるという視点でもぜひ連携をしていただきたい。

例えば、学校の授業の中で、地域にこういう図書館がありますという紹介がされているのかどうか分からないのですが、あそこの図書館に行けばこういう本がありますなど、学校の中においても地域の図書館を紹介するような取組があってもいいと思います。

また一方で、図書館側からも学校図書館には、さらに専門性と言っていいのか分からないですが、ある分野の内容の本があるなど、両者を連携するような形で、より子どもにとっての本に親しむ場の幅を広げてあげられるような取組をぜひお願いしたいなと思うのです。そこら辺はいかがでしょうか。

○河内品川図書館長

学校図書館と地域図書館の連携性でございます。

すみません。授業の中のことは、私も不勉強ではありますが、やり取りの中で、例えば、学校の授業で必要な本などは地区館から学校側にきちんと輸送いたしまして、ご活用いただいております。もちろん情報共有しつつ、本の資産というところを区民の力を運用しつつやっているところが一つあります。

それから、どこそこの館に何があるという点ですが、今はウェブ上でOPACというものがございまして、どこの図書館に何が何冊あるというのが分かるように、学校図書館にも検索機械があるのです。

一方で、そこ以前の問題として、地区図書館があり、学校図書館があり、いろいろな本を読んでいただくための情報共有と認識いたしましたので、そういった形でぜひ各事業、イベントなどでもこれを活かしてまいりたいと考えているところでございます。貴重なご意見ありがとうございます。

○田中委員

今の関連で、地域の図書館にある書物を学校の授業に活かしているという連携。その際に、例えば、この授業でこのような本を使いました。だけど、これはどこそこの図書館から借りています。その図書館に行けば、さらに似たような分野、あるいはより詳しい本も図鑑もたくさんありますということを紹介してあげると、では、今度、その図書館にも行ってみようかなと、その授業を受けた子どもの興味を、今度は図書館のほうでも広げることができると思うのです。そういう意味でも、図書館と学校の授業との連携を深めていただけると、読書習慣が根づいてくるのかなと思いますので、ぜひそこをお願いしたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 令和7年度私立保育園および幼稚園の設置等について

○こんの委員長

次に、(7) 令和7年度私立保育園および幼稚園の設置等についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤保育事業担当課長

それでは、私から令和7年度私立保育園および幼稚園の設置等について、資料に基づき、ご報告いたします。

今回のご報告内容につきましては、園名が仮称となっているなど、開設時期等を含めまして変更の可能性がございますので、その旨、ご承知おきをお願いいたします。

まず、資料1ページ目、1の新規開設でございます。

1番、仮称大崎ここわ保育園でございます。

こちらの設置者は株式会社ディアログ、開設予定地は大崎三丁目7番、開設日は1年先の令和8年4月1日、延べ床面積は約301平方メートル、定員は60人でございます。

続きまして、2の設置者の変更です。

現在、社会福祉法人大宝会という法人が運営している宝保育園が、法人の合併に伴いまして、設置者が社会福祉法人プライムキッズに変更になるものでございます。本案件は、昨年1月22日の文教委員会で、いずれ閉園するという事で相談を受けているとご報告したところでございますが、運営する事業者および園名の漢字の「宝」を平仮名の「たから」に変更し、継続する見通しとなりましたので、改めてご報告させていただきます。

続きまして、資料2ページ目、3の移転です。

星のおうち戸越銀座という小規模保育事業所が、現在の平塚二丁目から大崎三丁目に移転を予定しているところでございます。

移転理由といたしましては、現在、テナントとして入っている建物を家主が取壊しを行うため、立ち退きが必要となったというものでございます。

移転に伴いまして、星のおうち大崎と名称も併せて変更し、新園舎による園運営は令和7年4月1日から開始予定となっております。

続きまして、4番、私学助成園から新制度幼稚園への移行ということで、令和7年4月1日に、大井うさぎ幼稚園、鈴ヶ森めばえ幼稚園が東京都の私学助成による園から、子ども・子育て支援法による施設型給付費を受ける園としての移行を予定してございます。

続きまして、資料3ページ目、5、廃止でございます。

五反田せせらぎ保育園は、来年度限りで閉園する小規模保育事業所でございます。

廃止理由としては、経営資源をほか事業に展開していきたいという理由を伺っております。

現在、定員9名でございますが、令和7年度において0から1歳児は指数加点措置を行うことで転園を支援し、2歳児については、例年どおりのスケジュールで、8月以降、連携施設への転園調整を行う予定でございます。

在園児の閉園後の行き先をしっかりと確保するように進めているところでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。

1点伺いたいのですが、廃止園を閉園するのだということをいつ保護者の皆様が知ったかということと、少し派生するのですが、今、認証の認可化がどれぐらい進んでいるのかというのを伺えますか。

○佐藤保育事業担当課長

廃止園についてでございますが、保護者の方が知った日には、1月下旬に保護者の方にお話ししてございます。

また、認証から認可の移行でございますが、今年度、2園ほど認証から認可に移行しているところでございます。

○西村委員

品川区は他区に比べて閉園する園のスピードが速くないというか、皆様頑張って運営していただいているなという印象があるのですが、特に人気エリアでもあると思いますので、なかなか保護者の方が希望するようなエリアに園が見つからないということもあろうかと思います。その点、ご丁寧をお願いしたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

4番の私学助成園から新制度幼稚園への移行のところについて確認させてください。

私立幼稚園協会に所属している園は、たしか私の記憶では17園ぐらいあったと思うのです。そのうち、現在、何園が新制度になって、今回、これによって何園になって、今後、また予定されているところがあるのかどうかということが一つ。

それと、品川区のホームページ等を見ると、移行するかどうかは、建学の精神や財政状況、これは園の選択であるということになっておりますけれども、品川区としての考え方としては、どちらでも結構です。これは本当にご自由に選んでいただいて結構ですということなのか、それとも、できれば新制度幼稚園に移行してほしいということなのか。その2点、確認させてください。

○佐藤保育事業担当課長

新制度幼稚園についてのご質問でございます。

まず、今、新制度に移行している園というのは、17園のうち2園でございまして、今回、更に2園が移行になりますので、合計で4園になるものでございます。

今後についてでございますが、今、数園でございますけれども、相談を受けているところでございますので、まだ確実になるというところではございませんが、一定程度の相談を受けているものでございます。

区の新制度園への考え方でございますけれども、委員にお話しいただきましたように、移行については、基本的には各事業者がそれぞれの経営判断によって判断されるものと考えてございますが、一応、区といたしましては、新制度を制定して以降、推奨という形で、もし移行したいという事業者がおられましたら、丁寧な対応をしているところでございます。

○あくつ委員

最後の部分で推奨しているというところについて、推奨の理由を教えてください。

ただ、園の事業者の判断だということ、新制度園、そして、従来型の私学助成園については、品川区としては、扱いというか、対応としては当然差を設けないということによかったでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長

新制度園への推奨の理由でございますけれども、子ども・子育て支援新制度で制度を新たに制定しておりまして、施設型給付という方法で安定的な園運営を実施していただけるように制度ができていますものと認識しておりますので、区としても推奨しているものでございます。

区としての施設の対応の差ということでございますが、基本的には区内にあります幼稚園は、全て就学前教育にとって非常に大切な施設でございますので、何か差を設けて考えているということではございません。

○あくつ委員

結構です。

○こんの委員長

ほかにもございますでしょうか。

○田中委員

今の新制度に関連してお伺いしたいと思います。

既に2園あって、新たに2園追加されるわけですが、新制度の園に対しては、今まで以上に区からの補助金が出ると思うのです。今の時点で分かれば、1園当たり補助金がどれくらい増えるのか。聞き方としては、1園に対してどれくらい補助金を出しているのか。これは、もちろん子どもの数などにもよるのでしょうかけれども、すみません、聞き方として、確実に区からの補助金は増えるわけですか。

○佐藤保育事業担当課長

新制度になりますと公定価格に基づいて、新制度の幼稚園に対して支出を行います。

これは、非常に大まかな数字になりますけれども、2分の1が国、4分の1が区、4分の1が都ということ、ございまして、現在は東京都の私学助成と、保護者の支払う保育料と、我々区からの上乗せの補助金で実施してございますので、一概に比較はなかなか難しいところでございますが、新制度になりますと、運営費の4分の1の負担が発生するというものでございます。

○田中委員

自分の考えですけれども、私学助成は私学の建学の精神を活かすという以上は、独自の財源で、独自の教育を推進すべきだという思いがある中で、このような形で補助金を増やすということも、一方で、建学の精神をどれだけ保てるのかということ、財源はたくさん欲しいけれども、教育は行政とは関わりなく勝手に、すみません、勝手にという言い方は改めますが、要は公金をこれだけ増やすということは、公に対して幼児教育を推進するという意味では物すごく貢献していただいているのですけれども、それは私立の純粋な学校であっても同じであります。公金をこれだけ受け取るということは、公共に対する貢献ということも、建学の精神とは別の視点で協力を得るべきだと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長

まず、新制度園に移行したとしても、していなかったとしても、幼稚園につきましては、学校教育法や私立学校法、または幼稚園教育要領等々による規定を受けてございますので、公の教育に対する施設

であると認識してございます。

○田中委員

公に貢献いただいているのですけれども、私学としての独自性を発揮するという事は、やはり財源的にも自立した財源の下で、心おきなく独自の教育方針に従って対応していただくのが本来ではないかなという、すみません、これは持論でもありますが、その兼ね合いを、役所側の思いもそうですが、一方で、幼稚園側も今まで以上に補助を受けるとするならば、公に対する貢献ももっと設けてもらいたい。

もう一つ、今回、大井うさぎ幼稚園が新制度に移行されますけれども、同じ法人で洗足と市原にも園があります。市原は品川区ではないので範疇ではないとすると、たしか洗足うさぎ幼稚園は荏原七丁目品川区にあります。一時的に新制度と今の都の支援を受けての幼稚園の状態が併設されます。全体として同じ法人で二つの方式が運営されるということに対しての問題点はないのでしょうか。また、将来的に検討されている園の中に洗足うさぎ幼稚園も入っているという受け止めでいいのでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長

まず、同一法人におきまして、新制度園と旧制度園が併存することに関しては、問題ございません。

ご相談を伺っているところにつきましては、大変申し訳ございません。個別の事案になりますので、こちらでの回答は差し控えさせていただきたいのですが、様々な状況がございまして、新制度園に移行するには一定の基準をクリアしなければなりません。それがハード面に対してもございまして、あとは、人材確保のソフト面もございまして、そうした課題解決がなされた時に新制度園への移行を認可するというものになります。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 休日保育事業の実施園変更について

○こんの委員長

次に、(8) 休日保育事業の実施園変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中島保育施設運営課長

私から、休日保育事業の実施園変更についてご報告させていただきます。

資料をご覧ください。

区では、日曜日および祝日に就労するために、就学前の児童を保育できない保護者のために、品川区休日保育事業を実施しております。

令和4年12月までは、大井保育園と中延保育園で休日保育を実施しておりましたが、大井保育園改築のため、代替園として品川保育園に変更して運営してまいりました。

令和6年12月に大井保育園の新園舎が竣工し、令和7年1月に移転が完了したため、実施園を品川保育園から大井保育園に変更いたします。

なお、資料には記載がございませんが、年末に行う年末保育も大井保育園に変更いたします。

項番1、変更概要をご覧ください。

変更日につきましては、4月1日でございますが、最初の休日が4月6日となりますので、その日から休日保育を実施いたします。

(2) 変更後の実施園の場所、住所と地図を記載しております。

なお、大井保育園は4月1日より公設民営の保育園となります。

休日保育につきましても、運營業務の受託事業者である株式会社アソシエ・インターナショナルが運営いたします。

最後に、周知についてでございます。

項番2に記載のとおり、広報しながら、区ホームページのほか、記載の区立私立保育園、区立私立幼稚園などで、チラシにて周知を行います。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○田中委員

極めて素朴な質問でありますけれども、大井保育園と中延保育園で運営されていて、大井保育園の建て替えに伴って一時的に品川保育園に行って、それが完了したら戻すということなのですが、一時的にせよ、品川保育園で休日の運営をしていただいたことは、結構浸透されている要素もあるかと思うのです。

例えば、せつかくなので、品川保育園をそのまま残しておいて、大井保育園が完成したから大井保育園でも再開するという、要は区内3園運営ということは、現実的には財源のことなのか、事情は分かりませんが、不可能だったのか、そのようなご検討はあったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○中島保育施設運営課長

これまで品川保育園で運営させていただいたところで、3園体制というご提案を頂きました。現状、定員20名のところ、この2園体制でも定員を下回るような状況でございますので、ニーズというか、ボリューム的にも2園で足りるかなと考えているところでございます。

この改築の当初から、改築が終わりましたら大井保育園に戻すということできずと周知しておりますので、計画どおり元に戻していきたいと考えてございます。

○田中委員

分かりました。ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

(1) 所管質問について

○こんの委員長

次に、予定表の2のその他(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、田中委員、山本副委員長の2名より、本定例会の一般質問に係る所管質問の申出がございました。

このうち、田中委員の質問事項については、まつざわ議員の代表質問のうち、教育について、若林議員の代表質問のうち、教育について、大倉議員の代表質問のうち、子どもと子育てを支える取組についての項目から、制服の無償化についてでございます。

また、同じく大倉議員の代表質問のうち、子どもと子育てを支える取組についての項目から、区立学校給食に使用する食材等についてでございます。

また、山本副委員長の質問項目については、若林議員の代表質問のうち、子育て支援について、大倉議員の代表質問のうち、子どもと子育てを支える取組についての項目から、朝の児童の居場所確保・朝食支援についてでございます。

進め方でございますが、初めに、田中委員の質問および理事者のご答弁等を行い、その後、山本副委員長の質問および理事者のご答弁等を行っていただきます。

なお、田中委員におかれましては、項目が2件となりますので、1件ずつ所管質問をお願いしたいと思います。

これより所管質問を行います。申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の質問につきましては、文教委員会に係る項目についての所管質問でありますので、ご留意願います。

それでは、改めまして、1件目の田中委員の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないよう、質問をお願いしたいと思います。

○田中委員

昨日、お伝えさせていただいたように、私は今回制服に関する質問と、給食の無償化から派生した有機野菜の活用といった部分の大きく2点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目の制服からお伺いいたします。

基本的には、子どもの教育環境には、その家庭の経済的な影響を受けずに教育を受けてもらえる環境づくりは素晴らしいことだと思っています。大きな負担となっている制服に対しても、品川区から補助をしていただけるということも大変素晴らしいことだと思っています。

それを具体的に実施するに当たって、何点か確認していきたいことがありますので、本会議とは重ならないテーマについてお伺いいたします。

まず、1点目というか、大きく言うと、プレス発表では、予算額が1億142万5,000円とうたわれております。無償化をするということは、公費を使うということなので、当然慎重にというか、しっかりとした精査の下で行われると思います。一定以上の公金で物を買うということは、入札制度との関わりが出てくると思います。また、4,000万円以上の動産を購入するときには議決が必要になってきます。

今回は、予算が1億余円ということですので、これは議決の対象になるのかどうかというところも、教えてください。細かく4,000万円以下の学校ごとに分けてしまうと、この対象からは外れてしまうのかもしれないのですけれども、公費を使う際の使い方を教えてください。ごめんなさい。一个一个質問していったほうがいいのですか。

○こんの委員長

制服のことについて、まとめてお願いします。

○田中委員

まず、入札をするのか。どういう形で購入しようとしているのか。

プレス発表には「一括購入」とあります。今は各学校の制服を扱っている小売店にそれぞれのご家庭が行かれて直接購入されているわけですが、一括購入となると、区がメーカーから全てを直接買って、その対象となる子どもの家庭に割り振っていくということなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○こんの委員長

質問が終わりました。

今の質問で、1点目の質問、入札の話が出てきました。予算の関係になります。この後、予算委員会もありますので、いわゆる購入費に関する入札は予算委員会での話になりますので、1点目の質問は、申し訳ありませんが、ご答弁できないと判断させていただきたいと思います。

2点目の小売店のほうですけれども、小売店については一般質問でのお答えもあったかと思います。今のご質問は、お答えできる範囲でと理解いたしましたので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、理事者よりご答弁をお願いいたします。

○柏木学務課長

ご質問についてお答えいたしますが、今回、標準服の無償化につきましては、対象を令和7年度、来年度に標準服を購入する令和8年度の新7年生としてございます。それまでに具体的な内容等については調整・検討していく考えでございます。

また、予算の議決を頂いた後、事業者または学校等へ丁寧な説明等を行いながら、円滑に導入できるようにしてまいりたいと考えてございます。

○田中委員

金額に関する質問は予算委員会での対象になりますということですが、決まったら、流通・入手ルートも相談しながらというか、説明しながら対応するという前提で議決の考えをうかがっているということなのです。

質問は、今回の制服を一括購入することを、既存の制服を扱っている小売店の方々とは事前にご相談をされているのでしょうか。どうでしょうか。

○柏木学務課長

今回、事業を計画するに当たりまして、幾つかの事業者からお話をお伺いさせていただいておりますけれども、全ての事業者と調整をしたわけではございません。あくまでも、今後、調整・検討していく内容になってございます。

○田中委員

そのときのお話の内容は、一括購入した場合は直接メーカーとの取引になる可能性もあるということも含め話をされ、それは大方理解していただいているということなのではないでしょうか。そのときの状況をお聞かせいただきたいと思います。

○柏木学務課長

幾つかの業者にお伺いしたのは、購入するに当たって、現状のやり方について確認させていただいたという状況でございます。

○田中委員

現状というのは一括購入ではなく、しかも、無償化ではなく、個々のご家庭でご負担いただいている購入方法について確認したということでしょうか。

○柏木学務課長

そうですね。大体そういう流れについて、大体いつぐらいに購入されるとか、採寸はどのような形でやっているとか、そういう部分の現状を確認させていただいたところでございます。

○田中委員

そうすると、仮の話で、議決後の話だから質問に答えていただけないかもしれませんが、一括購入方式になった場合は、今の各店舗からの購入はなくなる可能性、メーカー直接購入の可能性もあるというところまでのお話もされたのでしょうか。そのときに、区が言うのであればということで、先方が理解されたのか。いかがでしょうか。

○この委員長

田中委員に申し上げます。

今のご質問で、多分繰り返しの答弁になることが予想されます。要するに、現状、どういう採寸をしているのか、保護者にどういう購入の仕方がされているのかを確認している段階だというご答弁で、それ以上先のことはこれからだという答弁を頂いたと思っております。

ですので、さらに今ご質問する内容については、同じ答弁が繰り返される予測が考えられます。いかがでしょうか。

○柏木学務課長

同じ答弁になるのですけれども、標準服につきましては、学校が所管してございます。正直、教育委員会で、これまで現状を把握していなかったということがございますので、今回、事業を検討するに当たって、幾つかの販売店に現状の流れ等について確認させていただいたというお話でございます。

○田中委員

今後の予算委員会等での質疑に委ねざるを得ないのですが、要は教育委員会が直接対応するということは、ここにあるように一括購入の方式が変わって、可能性としては、メーカー直接購入ということになる可能性があるのだろうと思います。

1点だけ、勘違いしないでいただきたいのですけれども、制服の件と次にやる給食の件は、相当注目されている中で、僕はその論に乗って展開するつもりはさらさらなく、そういう極めて限られた情報から、様々な臆測がネットなどで出てしまっている状態です。しっかり行政として説明することを通じて、そのような方々への理解も深めてもらえる、そのような場にしたいという思いもあって、今回、質問の機会を得ております。

これ以上は言いませんけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。そのような前提で質問をいたしました。

今のご答弁だと、ネットで言っている方々に対しての理解が得られる答弁ではないし、それは大前提として予算委員会に付託された事業ということもあるので、そこに委ねるといふことも踏まえて、いい説明の機会を教育委員会に振っているという認識で、僕は今回質問させていただいておりますので、そ

ういうお答えであれば、分かりました。

制服に関しては、私からは以上です。

○このんの委員長

制服に関して、ほかの方はいかがですか。

よろしいですか。

○山本副委員長

ありがとうございます。私からも質問させていただきます。

まず、中学校標準服の無償化について、子育て世代への負担軽減策として評価しております。その上で、質問いたします。

今回の施策について、検討から決定に至った経緯を教えてください。

その中で、学校や保護者の方などからの意見聴取をどのように行っていたのかということをお聞きしたいです。

品川区では、小中一貫校の義務教育校では、5年生から制服を変える学校があります。学校関係者や保護者からもこの発表があった後に、5年生からの支給を要望する声などが上がっております。私どもの会派としても、その要望をさせていただいたところなのですが、そういった声は事前に届いていたのかどうか教えてください。

さらには、義務教育校の前期課程においても、品川区では制服があつて、これも無償化の検討対象となると思うのです。予算の関係など、当然あるわけなのですが、その辺りもどのように検討を行っていたのかということについても教えていただければと思います。

○柏木学務課長

今回の無償化について、検討から決定まででございますが、まず、検討の段階では、様々な無償化の対応について検討してきました。今回の標準服や修学旅行以外のものについても検討しております。

その中で、これは品川区だけではないと思いますけれども、各ご家庭の保護者の負担感が大きいと言われている今回の標準服、修学旅行について、無償化の決定をしたところでございます。

それと、義務教育学校の5年生から無償化してはどうかというお話につきましては、代表質問でお答えしたとおりになりますけれども、引き続き、義務教育学校の対象学年については検討しているところでございます。

また、1年生から標準服の無償化につきましては、1年生から標準服があるのは、義務教育学校で6校というところで、ほかの小学校については標準服がないということがございましたので、標準服のない学校のほうが多いということで、現状で対象とする考えは持ってございません。

○山本副委員長

考え方について、改めて理解いたしました。

財政との関係も踏まえつつ、できることを進めていただきたいと思いますと思っております。

迅速に進めることが大事なので、スピード感を持ってやっていただきたいと思いますのですが、できれば対象となる関係者の方には説明したり、聞き取りをしながら、スムーズに進めていただきたいと思いますと思っております。

義務教育校の前期過程のところは、ある学校とない学校があるので、差があるというところでございますが、負担として大きいところはございますので、制服がない子どもたちや保護者の皆様には、何か同等の支援をしていくということでの公平性を担保しながら進めるということもあるかと思っておりますので、

今後の検討としていただければと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

○高橋（し）委員

先ほど、学校ごとにどのように制服を販売しているかを今回把握したとおっしゃっていました。そうすると、中学校の数と制服を販売している契約店はイコールなのか、それとも幾つかの販売店が幾つかの学校の分をまとめて調達しているのかということをお尋ねします。

もし金額が分かれば、その中で最も多く取り次ぎしている販売店は幾らぐらいの契約をしているのか。

それぞれの販売店は学校との関係でやられているということですから、全て随意契約で契約されているという認識でよろしいでしょうか。

○柏木学務課長

最初に販売店の件ですけれども、今回、全ての販売店に確認しているわけではございません。幾つかの販売店に現状を確認したというところでございます。

私どもが把握している中では、1校に対して複数の販売店が関わっていると聞いてございます。また、販売店によっては複数の学校の標準服を販売していると聞いてございます。

すみません。価格については、販売店ごとの把握はしてございませんが、上下そろえて一番高いところが約5万2,000円という形で把握しておりますので、今、予算としては、そちらの金額で提案しているところでございます。

それと、標準服の販売につきましては、標準服は学校が決めていきますけれども、販売については、基本、学校は関与しておりません。あくまでも保護者が販売店から直接購入するということになります。学校の体育館などを借りて採寸する学校もあるとは聞いていますけれども、販売に対して学校が何か関与しているということはないということでございます。

○こんの委員長

よろしいですか。

○高橋（し）委員

分かりました。

別に、これを確認してもあれなのですけれども、各保護者の方がどのようにして品川区立中学校の制服を個人個人が買っているかということを正確に把握されていなくて、令和7年度の予算には制服の無償化をしたと聞こえるのです。それで間違っていたらおっしゃってください。

○柏木学務課長

少し言い方は難しい部分もあるのですけれども、まずは方針を出させていただいて、それに基づいて、現状について確認させていただいて、今回プレス発表という形で事業実施について発表させていただいているという状況でございます。

当然、実施方法等については、まだこれからの部分がございますので、決まっていないのに言うのかという部分について言われれば、そのような部分はございますけれども、これまでも全ての事業が固まった形で必ずしも発表しているわけではないという部分もございます。やはり方向性を出して、検討して、実施していくという部分は、これまでもあることですので、何かこれまでと違うことをやっているという考えは持ってございません。

○高橋（し）委員

その話は、今のご説明で理解したので、また別の機会にということです。

もう一つは、就学援助についてです。先ほど、修学旅行の話が出ました。修学旅行にはそういうものはあるのですが、制服については、どこまで就学援助の対象になっていたか確認させていただきたいです。それは引いて計上しているのでしょうか。すみません。義務教育校の1年だけですか。

○柏木学務課長

標準服として就学援助の項目としてあるのは、義務教育学校1年生の2万円というものがございます。

ただ、多分これから検討がありますけれども、新入学学用品費という入学する前の年の就学援助のものでございますので、その部分について、標準服代が少し入るのか、入るとすればどれぐらい入っているのかというのは、これから調査、検討していきたいと考えてございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございました。

○この委員長

ほかによろしいですか。

ほかになければ、次に、2件目の田中議員の質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いしたいと思います。

○田中委員

質問の機会を頂きありがとうございます。

私は、本会議で若林議員、大倉議員が触れられた学校給食のことで、2問目、お伺いしたいと思います。

プレス発表あるいは区長の記者会見等を見ておりますと、今の理解で言うと、学校給食を無償化しました。

でも、私はたまたまのタイミングだと思っているのですけれども、そのときの子どもたちから無償化したら給食がおいしくなくなったという声が出た。その流れで、それを改善する取組として、有機野菜、有機農産物、特別栽培農産物を活用した給食に変えようということで、今回、提案されている内容だと理解しています。

質問は、おいしくないという子どもたちの評価を、当然、おいしくしなければいけないのだろう。このような声がある、なしに関わらず、おいしい料理をということで、調理師をはじめ頑張っていたいのですけれども、まずは、この声をどう受け止めたのかということと、その解決策が、何ゆえ有機野菜というところにつながったのかということのご説明をぜひしっかりお聞かせいただきたいと思えます。

○柏木学務課長

まず、一つ目、子どもの声の話ですけれども、これについては、その声で今回の事業を決めたものではございません。あくまでも記者会見等では、そのような子どもの声があったということを紹介したという形で子どもは認識しているところでございます。

また、今回、タウンミーティングの子ども声、区民の声等でも少し寄せられたりしてございます。

前提といたしまして、学校給食でございますけれども、こちらは国が定めております学校給食摂取基準というもので示されている、1食当たりのエネルギー量や栄養素等に基づき、学校で子どもたちが各栄養素をバランスよく摂取できるように献立を作成しているものになります。

ですので、そういう中では、ある意味、子どもたちの好き嫌い等もあって、そのような意見が出てくることもあるかもしれませんが、決して学校現場はまずいものを作ろうとしているものではありません。そのように国から示されている基準の下で、創意工夫しながら、子どもたちに栄養があつておいしいものを提供しようとしているということは、ぜひともご理解いただければと思います。

また、今回の子どもの意見、あと、区民から寄せられた意見があつた場合には、各学校には周知しているところでございます。

それと、ある意味でおいしいというか、質や量の担保といたしましては、無償化してからも、これまで適時一食単価の引上げをして、物価高騰等にも対応してございますので、区としてはきちんとそのようなことには対応できているということでございます。

二つ目になりますけれども、今回の事業の導入については、先ほど言いましたとおり、子どもの声だけで決めているものではないということと、本会議でも答弁させていただいておりますけれども、SDGs 未来都市に選定された品川区として、給食に環境に優しいと言われております有機食材等を導入して、子どもたちに地球環境に優しい食材を利用していきたいという考えで今回の事業を決めたものでございます。

○田中委員

まず、おいしい給食にするために有機野菜ということではなくて、一つはSDGsの流れも酌んで、国も2050年までに有機野菜の要望という目標を持っていると。だから、そのような環境政策に品川区の給食をうまく融合させる。一自治体としてできることは、ほかにもSDGsの推奨で様々な取組を行っておりますが、その中の一つとして、学校給食においても有機野菜を取り入れることを通じて、国の方針、SDGsの推進につながっていく取組であるというところは、学校としてというか、教育委員会として、私はもっとPRすることも必要なと思いました。そういう意味でも、そのようなことだからこそ、有機野菜の必要性を強く主張していただきたいと思えます。

一方で、現場の視点から言ったときに、有機野菜あるいは低農薬野菜の一つの特徴は、慣行栽培の野菜と違って、なかなか規格が統一できないということもあると思えます。

現在の調理師は、ほぼほぼ一定の規格サイズにのっとった食材を大量に、スピーディーに、また、一方で慎重に、丁寧に料理していただいているのですが、有機野菜、無農薬・低農薬野菜を使うということは、品質といいますか、規格として結構ばらばらな物を取り扱わざるを得ない。そこに効率性が出てきたり、あるいは、食材を温めたり、炒めたりする際の温度管理といったところにも、いろいろ微妙な影響が出てくると思えます。今回の有機野菜、無農薬・低農薬野菜を取り入れることの事前の調理師との連携といいますか、調整というのは行ってきたのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○柏木学務課長

現在の調理師等との調整でございますけれども、現段階では、まだしておりません。

有機食材、特別栽培等のものはふぞろいというお話ですが、これまでも品川区立の学校では、より低農薬のものを使っていきましょうということで進めているところがございますので、低農薬でふぞろいだったりするものは当然取り扱っているところでございます。

ただ、現場の不安等もあると思えますので、こちらの導入時期は10月を予定していますので、それまでの間にしっかり調整等をしていきたいと考えてございます。

すみません。少し発言漏れがございました。

また、代表質問でも大倉議員にお答えさせていただいておりますが、調達や調理の際の負担について

は、むしろ軽減できるような形で調整させていただきたいと考えてございます。

○田中委員

すみません。これまでも調理師の方とはしっかり連携をとってということなのですが、恐らく、プレス発表では、全ての野菜を有機野菜にということになりますので、確率からすると、今まで以上に規格、サイズの合わないものが大量に持ち込まれると思われま。そこはぜひ調理師との連携も含め、しっかり対応をお願いしたいと思います。

それで、後段の最後のところで、そこも一括調達というところは予算委員会に絡んでしまう要素なのかもしれませんけれども、少し視点を変えると、例えば、低農薬野菜は、今まで千葉県の多古町の旬の味産直センターから導入されています。そうすると、今まで低農薬の野菜をそのセンターから受けていたけれども、今度は有機野菜を多くし、効率化を求めて一括調達されるということです。そのように記者会見で区長が発言されていました。そうすると、今後、多古町のセンターは、どうなるのでしょうか。

要は、今までの評価はどうだったのかということなのです。今回、そこも延長して継続するのか、有機野菜に力を入れるために、そこはもう切らざるを得なくなってしまうのか。私は、品川区の給食に向けて、これまで相当いろいろな低農薬の野菜を継続的に心を込めて野菜を作っていたき、送っていただいている方々だと思っています。なので、私はぜひそこも継続して、これまでの関係性を維持していくべきだと思っていますが、一括調達という考え方の中には、そこを飛び越えるという可能性もあるということなのでしょうか。お伺いします。

○こんの委員長

田中委員に申し上げます。今、一括調達に関連するご質問かと思えますけれども、区として、これまで低農薬の野菜を扱っている学校もあったというご答弁がありましたので、これまでどうだったかという評価のところはお答えいただけると思いますが、今後、それをどうするかといったところは、いわゆる一括調達の予算の範囲に該当するかなと思いますので、これまでの評価というところだけご答弁いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○田中委員

はい。

○柏木学務課長

すみません。一番最初にお伝えさせていただきたいのですけれども、全ての野菜を有機野菜に変えるということは、区としては言うてございませ。全ての野菜について、有機農産物、特別栽培農産物にするという話ですので、全て有機農産物だけになるということではないということは最初にお伝えさせていただきたいと思います。

それと、今もいろいろ食材提供を受けております千葉県の多古町でございますけれども、これまでも低農薬で品質の良い食材の提供を受けております。教育委員会としても、学校としても、非常に感謝をしているところでございます。

○田中委員

質問できる項目としては、調理をするに当たって、今は、地元の八百屋から納品されて、その野菜の中に欠品などがあったときは、すぐに地元の八百屋が、タマネギが腐っていたから新しいものをという対応をしてくれています。

今後は、調達先の話でありますけれども、有機農産物、特別栽培農産物の場合は、そのような対応をしてもらえるかどうかは疑問ですが、そこの関係性はどうかのでしょうか。対応してもらえると

を選ぶということですか。

○柏木学務課長

そこは、当然、そのような対応をしていただかないと、ある意味、給食の食数が足りないということになりますので、その部分はちゃんと業者に対応していただくということになると思います。

○田中委員

その業者とのやり取りも少ししたのですけれども、とある区の給食に納入していただいている方々の試算で、可食部ベースなので実際はもっと多いのかもしれませんが、月間当たり49トンぐらいの野菜を納めていますということなのです。可食部当たりだから、実際使わない葉っぱなどを入れるともっとなのだろうと思いますが、これだけの量を有機農産物、特別栽培農産物等で全ての野菜を補おうとされているのですけれども、現場の八百屋は、これだけの量を平日ほぼ毎日そろえるというのは、現実的になかなか厳しいという声もある一方で、大丈夫だと言っている人も、それは業者以外の人ですけれども、精神論から言っているのか分かりませんが、そのようにおっしゃっているのです。

今の見通しとしては、いかがでしょうか。有機農産物を可食部当たり49トン、漏れなく調達できる、やると言っているのですけれども、現実として可能という評価をされているのでしょうか。どう質問していいのか。

○こんの委員長

私も非常に判断に苦しむところなのですが、今の調達の仕方、49トンが調達できるのかとなると、予算にも関わる話で、では、どこまでのどのような事業者なのだという、根底の質問がうかがえますので、すみません、ここは予算委員会でお願ひしたいと思います。

○田中委員

逆に言うと、このような見通しもなく決めてしまったということなのではないかという質問です。

要は、頑張る。調達するを確立することなのではないか。

僕は、教育委員会の取組なので、一番最初に言ったように、SDGsの完全性や、逆に、おいしい、おいしくないとは別で、有機農産物、あるいは特別栽培農産物を給食に取り入れるという一つの教育的な取組として、食育という観点も含めて、そのような取組の一環もあって、有機農産物に取り組みますということも、今回、プレス発表にはそういう部分はあまり強調されていないのですけれども、むしろ学校給食で取り扱う意義としては、そういうところにもっと力を入れて、逆に、このプレス発表の紙が独り歩きしてしまって、それに対して様々な受け止めで世間では言われてしまっている部分はあるのです。

私は、未確定の要素もいっぱいあるのかもしれませんが、区のしっかりとした方針を明確に打ち出した中での取組だということを、本筋としてはそのような取組なのだということを、世間にも、当然、我々議会に対しても強く訴えていただきたいと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○柏木学務課長

一番最初にお答えさせていただいたとおり、SDGs未来都市に選定された品川区として、子どもたちに地球環境に優しい食材を利用するということが本事業を決めてございますので、これについてはしっかりとPRしていきたいと考えてございます。

○こんの委員長

よろしいでしょうか。

○田中委員

すみません。最後、ぜひお願いしたいのと同時に、本来であれば、プレス発表でもそこをもっとうたっておけば、違う受け止めもあったのかなと思いますが、今後の予算委員会では、私個人的な思いとしては、それこそ教育委員会の取組事業として強く強く訴えていくべきだと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○こんの委員長

ほかにございますか。

○山本副委員長

私からも質問させていただきます。

まず、有機農作物自体を否定しているわけではございません。そして、有機農作物等、地球環境に優しい食材を用いることはとても大切なことであり、健康につながるかどうかというのは、根拠を明確にして進めていただきたいと考えております。

そのような思いの中での質問なのですけれども、一方で、ここまでの学校側へのご説明や事前のすり合わせ具合はいかがでしょうか。

先ほどのご答弁で、調理師とはまだ話していないということでしたけれども、この先、決定した経緯と、その前の学校や関係者の方々への事前の相談と、それから、こういうことをやっていこうと思うのだけれどもという説明など、経緯と状況を時系列で教えていただきたいということでございます。

その際の学校や関係者の方の反応や受け止めはどういうものだったかというのを教えていただきたいと思います。

○柏木学務課長

まず、今回の経緯でございますが、繰り返しになる部分がございますけれども、SDGs 未来都市の品川区として何ができるのかという部分の検討があって、その中で地球環境に優しい有機農産物等の消費を増やすという部分。農地のない品川区であるからこそ、そういう部分で地球環境に優しい食材の消費という部分を学校給食に導入してはどうかという検討の上、今回の事業が決定したところでございます。

その間、正直、学校等とは特に調整はいたしておりません。

ただ、今事業が決まった後、プレス発表後にはなりますけれども、各学校にはプレスの内容等については説明しているところでございます。

○山本副委員長

経緯について理解いたしました。

プレス発表後、学校側に説明されたということなのですけれども、その学校の方々の反応や受け止めはいかがだったのでしょうか。教えてください。

○柏木学務課長

プレス発表の際、校長に説明させていただいておりますが、その際には特に質問等はございませんでした。

その後、個別にご連絡を頂いた方もいらっしゃいますけれども、正直なところ、具体的内容はまだこれからという部分がございますので、今後、10月の実施に向けて、学校等とも調整、相談、協力しながら事業を決めていきたいと考えております。

○山本副委員長

状況について分かりました。

先ほど、田中委員からもご質問等がございましたので、そういったところは省略いたしますし、流通、一括調達のところは特にこの場では申し上げませんが、やはり調達などが変わるとすれば、学校現場では非常に大きな変化で、いろいろと問題が起こるのではないかとこのところで心配になるというところではあります。流通等の確保がしっかりされないと、うまく給食が提供できない事態も予測されます。起こらないとは思いますが、大混乱が起こるおそれが出てしまうというのが少し心配です。

今、校長会では、特に校長先生からはそういったところはないというお話だったけれども、現場としては大きなプレッシャーを感じているという方のお声を結構聞くのです。栄養士や調理師、給食事業者など、いろいろな関係者の中で不安が少し広がっている状況でございまして、先ほどのご答弁の中にもありましたけれども、ぜひ安心させていただきたいなというところが、思いとしてございます。

秋から始まるということで、まだ半年あるということではございましたけれども、3月に公表して、新入生の発表会などでも少し話題になったりして、学校ではどうやるのですかなど、結構いろいろな質問が届いたりしています。

学校はいじめ問題や不登校支援など、今、いろいろ進めていただいているので、負担がすごく高まっていて、いろいろとやられている中で、これへの対策というか対応なども、ある意味、一つ負担になってしまふところもあるというところで、いかに負担軽減を進めるかという観点でも、お考えいただいていると思いますけれども、ぜひ紹介対応なども含めて、進めていただきたいということです。

進め方のところで、事前に学校へのご相談、ご説明はなかったということなのですが、やはり学校としては、結構いろいろな問題に対応しているところですので、ぜひスムーズに進めていただきたいというところがございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

すみません。ご説明ありがとうございます。

私からは1点伺いたいのですが、皆様が様々聞いてくださいました。よくいろいろな保護者の方から言われるのが、害虫や寄生虫が混入するリスクが高くなるのかということをお聞きしております。

実際に、最近の給食の中に小さな虫が入っただけで子どもたちが絶叫したこともあったそうです。本当に飛びながら入ってきたような虫だったそうです。ただ、そういった都会の子どもたちの中にはトラウマになるようなお子さんもいるのではということをお懸念しています。

これまで安心・安全は当たり前で給食現場もやってきていただいているのですが、より虫・異物混入される可能性が上がってくる中で、給食の調理員の皆様の負担が増えないのか。その苦勞を調理段階で現場に課せることは避けたいと思うのですが、少しヒアリングをさせていただくと、しっかり野菜を洗っても、毎日何十キロと対応しているので、100%絶対に防ぐというのは難しいことなのではないかというお声があります。この辺りに関してはどのように考えて、この事業を進めるプレスに入れてこられたのかを伺えればと思います。

○こんの委員長

西村委員に申し上げます。

今、今後のことのご心配もあるという話ですが、これまでではどういう対応だったかというご答弁だけでよろしいでしょうか。

○西村委員

分かりました。

○柏木学務課長

まず、学校食材で納品されるものですが、まず、八百屋なりがちゃんと検品したものが納入される。その上で、学校で水洗い等をする場合にも、細心の注意を払いながら、異物混入がないか確認しながら、これまでも実施しているところでございます。

そういう意味ですと、今後につきましても、同様の対応と考えてございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

予算の内容をご説明していただかなくて結構なので、確認だけ。

今日か昨日のマスコミの記事に、一括購入したら金額がこれだけ下がります。しない場合はこれだけになって、こうなりますという記事が載っていました。この記事は、教育委員会からマスコミに提供しないと書けないと思うのです。そのような計算はされていたのですかという確認です。

それから、もう一つは、地域の八百屋から買えば、当然、高いわけです。高いということが良くないと教育委員会は思っているのかを確認します。

○柏木学務課長

今朝の朝刊にその記事が載っていたということで、私も別の職員から連絡をもらって見ました。正直、本当にびっくりしました。我々からそういうものは提供してございません。

すみません。高い、安いという部分で、教育委員会として何か評価しているというものはございませんけれども、考え方としては、いろいろ事業をするに当たっては、経費というのは検討する必要があるだろうと思っておりますけれども、繰り返しになりますが、地元から買うから高い、安いというのは、特に教育委員会としては評価しておりません。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こんの委員長

ほかにご発言がないようですので、なければ、田中委員の所管質問を終了いたします。

次に、山本副委員長の所管質問について、本会議の質問の繰り返しにならないような形で質問をお願いいたします。

○山本副委員長

機会を頂きまして、ありがとうございます。

まず、意見について、子どもたちの朝の居場所づくりを望む保護者の声に応えていただいたことは評価しております。その上で、ご質問させていただきます。

こちらにも似たような内容になるのですけれども、検討から決定に至った経緯を、時系列を含めて教えていただきたいということでございます。

また、経緯の中で、学校や保護者の方などの意見聴取内容についても併せて教えていただきたい。その中で課題が挙げられていた事項があれば教えていただきたい。

それから、朝の居場所づくりと食の支援で、それぞれの想定利用者、または想定利用割合で、どれくらいの方々が利用されると考えているのかということを検討して施策として進めることを決定したのか。今までの検討経緯の中でどれくらいとして考えたのかということをご過去のところで教えていただければと思います。

○こんの委員長

質問が終わりました。

確認ですが、今のご質問で、検討から決定に至るまでのプロセスという大きな質問ということで、その1点でよろしいということでしょうか。

○山本副委員長

はい。その中で、幾つか併せて。

○こんの委員長

そのようなこともありますが、大きくはその中で答えてほしいということです。

○山本副委員長

そのとおりです。

○こんの委員長

分かりました。

お答えできる範囲でお願いしたいと思います。

それでは、理事者よりご答弁をお願いします。

○藤村子ども育成課長

何点かご質問を頂いたところです。

まず、検討から決定の経緯というところですが、まず、本事業を検討した経緯の最初のところですが、朝の小一の壁ということ自体が社会問題化しているところで、区として、こちらに真摯に取り組んでいかないといけない事項という課題意識を元から持っていたということがございます。

そういった中で、議会の皆様からお声を頂いたり、区民の方からお声を頂いて、やはり校門の前で開門を待っている児童がいるというお話を伺っている。区内に実際にそういった問題があるのだということをご認識いたしました。そちらについて、安全・安心を確保していかないといけないところが、朝の居場所の実施検討のきっかけです。

朝食支援につきましては、まず、総務省の調査で7%程度欠食していらっしゃる児童がいる。これは全国のものなので、何とも言えないところではありますけれども、ただ、区内の子ども食堂で次の日の朝食を支給しているというのは、社会全体としてというか、地域社会としての動きがございますので、やはりそちらについても需要があるということで、どちらにしても区民の声や客観的情報ベースで、需要があるという判断の下に検討を開始いたしました。

その中で、流れとしては、まず、保護者に対しての意識調査というところですが、10月にすまいるスクールの利用保護者全体に向けて、朝の居場所について需要はございますかということでアンケートをお取りしました。

こちらについては、第4回定例会でも答弁している内容になりますけれども、こちらは約50%の方からご回答を頂きまして、その中の50%の方が利用したいという意向を頂いたところで、定量的に見

ても朝の居場所に需要があるだろうと考えているところです。

また、学校について、当課はすまいるスクールを運営している関係で、学校の校長先生に年に一度ヒアリングしております。その中で、学校の様子として、朝の校門のところに児童はいらっしゃいますかといったお話を伺って、やはり校門の前で待っていらっしゃる児童がいる学校が多いということで、こちらについても学校側から見ても需要があるだろうと判断したところがございます。

そういったわけで、朝食支援についても、朝の居場所についても、双方ともに需要があって、区民等から声を頂いたというところで、今回の事業の検討に至ったというところがございます。

また、居場所と食事の想定利用割合というところですが、今、先行して大阪の豊中市が朝の居場所事業をやられているところがございます。この朝の居場所を利用している豊中市の人数が大体20人程度と伺っているので、人口規模や学校数を考えたら、同等の20人程度なのかなという想定はしているところです。

朝食についても、今、予算組みの中でそういったところをベースに提案している形になると思います。

ただ、こちら第1回定例会の答弁で申し上げているところですが、朝食についての運用や、実際の需給状況といいますか、過不足はどうかというところにつきましては、まず、朝の居場所を先行実施して、その中で、また朝食についても調査をして、その上で細かいところを図っていくという考えでありますので、現時点ではこういった形でしか申し上げることはできません。

○山本副委員長

理解が進みました。

1点、豊中市の20人というのは、1学校当たりというものなのか、市全体で20人なのかというのを教えていただきたいと思います。

まとめてほかにもお伺いしたいのですけれども、学校の校長先生への年1回のヒアリングの中で聞かれているのはニーズだと思うのです。ニーズとして、そういうものがあることを確認されているということだと思うのですが、実際にやるとしたときの運用の課題についての確認で、意見交換などはされていらっしゃるかどうかというところで、その経緯の中で教えていただきたいというところがございます。

想定の利用者のところ、ありがとうございます。

朝の居場所は、すまいるスクールの登録の半分ぐらいの方が利用されるかもしれないということを想定されているということ。あと、食の支援も、全体の7%ぐらいということで一旦考えていらっしゃるということで理解したのですけれども、それで間違っていないか教えていただきたいというところです。

それから、食の支援の検討で、最終的に無償化になったのですけれども、有償というやり方もなくはないのかなといった声がございます。夏休みの仕出し弁当は有償で提供しているので、そういった検討の経緯などがあれば教えていただきたい。

これは何かと言うと、周りの方からの声もあって、無償化というのは、誰でもが受けられるということですのでごく響きもいいのですけれども、そもそも家で朝食を食べることができる子どもたちも、無償ということで早くから学校に来てしまうということを懸念する声もあって、そういったことを心配する方々がいらっしゃるということもあり、私もそれを聞くと、そのようなことになってほしくないなという思いがございます。そういったところから、有償のサービスにとどめず無償化に踏み込んだというところの検討も併せて教えていただければと思います。

○こんの委員長

ご答弁を頂く前に、確認というか、申し上げます。

豊中市での参考は、参考までに分かる範囲でご答弁を頂ければ頂きたい。

これが有償なのか、無償なのかといったところは、いわゆる予算に引っかけってくる話と判断いたします。予算の関係の話になりますので、ここのご答弁は予算委員会をお願いしたいと思います。

○藤村子ども育成課長

何点かご質問を頂いた件になります。

豊中市の20人というところは、1校につきという形です。ですので、朝食も、そちらをベースに、先ほど申し上げたとおりになります。

先ほど、副委員長がすまいるスクールの半分の方と言っていたのですが、すまいるスクールの全体に対してアンケートを取って、半分から回答があって、その半分の方がご利用したいというところなので、数値ですと半分なのですけれども、実際に返答があったというところと言うと、4分の1という形です。

校長にニーズを聞いたかというところですが、まず、校長ヒアリングで大まかに聞いた後に、11月半ばに全体校長会ということで、小学校と中学校と義務教育学校など、全ての校長先生が集まる会で、事業の概要を説明いたしました。そちらで様々ご意見を頂きまして、こういった心配があるということで、例えば、受入れの時間がどうか、居場所での過ごし方といったご質問を頂きました。

そちらに対して、その後、学校にアンケートを取りまして、どういった居場所をご提供いただける可能性があるかとか、実際に今の開門時間は何時ですかといったアンケートを取って、その中で個別の要望も書いてくださいということでご意見を頂きました。

そのご意見に対して、11月半ばの同様の校長会で、頂いた課題について、全体に対してですけれども、個々のことについてご説明申し上げたという形になっておりますので、ご理解は頂けているかと思っております。

○山本副委員長

丁寧なご説明ありがとうございます。

学校の校長先生に対して説明をされて、課題などもお聞きになって、それに対して丁寧にご対応されたということが確認できてよかったです。

ただ、恐らく、校長先生以外の方々の中でも少し心配する声があって、今、割と想定されている人数が多いのかなと思ったのですけれども、学校の始業時間の場合は、来ると言われていた人が来ていなかった場合には、学校側が確認したり、朝の時間の身の安全には気を遣っているという話がありました。朝の居場所支援のところに来ると言われていた子が来なかったりしたときの安全の確認はどうするのかなと心配している声もございましたので、そういった声も丁寧に拾って、安心・安全にできるような形で進めていただきたい。

そういった新しいことをやっていくというのはいろいろ大変だと思いますし、すごくご苦労されておりまして、そのような中、進めていただいていることにすごく感謝しているのですけれども、やはり子どもたちの安心・安全のところは担保して進めていただきたいということがございます。

食の支援のところは予算にかかるということでしたので、控えさせていただきます。

○こんの委員長

ご意見でよろしいですか。

○山本副委員長

はい。

○こんの委員長

ご意見でまとまりました。ありがとうございます。

ほかにご質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

○高橋（し）委員

朝の居場所に関連して、教育委員会にお尋ねしたいのですが、基本的な開門時間と、門を開ける方はどなたなのかということと、施設整備員とおっしゃるのでしたか。その方は何時に勤務に来られているか、お尋ねしたいと思います。

それで、居場所の時間との関係もあって、どこにどうすみ分けするのかということもあるかなと思うので、お尋ねさせていただきます。

○船木庶務課長

今、進めております子どもの朝の居場所確保の事業につきましては、委員ご指摘のところの朝の安全管理も含めて、お互いに調整中でございますので、学校側はしっかりとセキュリティーというか、安全確認をしている体制と、この新しい事業を導入したときの安全確保についての具体的なところについては申し上げられないのですが、事業の実施に当たっては、連携して進めていきたいと考えております。

○高橋（し）委員

今、何時にやっているか。学校によっていろいろあると思います。基本的に児童・生徒を入れる時間ということですか。

○藤村子ども育成課長

今、学校の開門時間は、こちらでアンケートを取った際に出てきているところです。学校によって異なる時間帯になっていきますけれども、やはり8時ごろというところが多いのかなという結果が出ています。

ただ、朝の活動などを自主的にやっていらっしゃる学校もあるので、そういったところは少し異なっているのかなとは思いますが。

こちらの想定として、今、7時半に朝の居場所を開始ということで検討はしているのですが、先ほど、庶務課長からご答弁があったとおり、個別の学校の事情を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○高橋（し）委員

大体8時ぐらい。それを開ける人は、学校の施設警備の方が教員が、8時だよ、入っていいよというふうにして、先生方は6時半とか7時に来ている方はいらっしゃいますから、もし分かればそこだけ少し確認したいのです。

○こんの委員長

高橋委員に申し上げます。

先ほどのご答弁は、開門時間にしても、開門する方が誰なのかということについても、これから所管と連携しており、今、検討中ですというご答弁だったので、多分、高橋委員は誰がというところが知りたいという質問なのかもしれません。それも含めて、今、ご答弁を頂いたと私はお聞きしましたがけれども、いかがでしょうか。

○高橋（し）委員

それを聞いて、では、令和7年度はどうすればいいのというのは聞けないから、その手前までお尋ね

しようかなと思ったのです。もし分かればいいです。

○こんの委員長

お答えできる範囲で。

○船木庶務課長

教員の先生方は門を開門してごいませんので、用務についている職や、それ以外のスタッフが開門しているという現状でございます。現状としてはそのような扱いでございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○こんの委員長

次に、予定表2のその他を行います。

初めに、(2) 議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、サイドブックスにて配布の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、この案のとおりで申し出ます。

(3) 委員長報告について

○こんの委員長

次に、(3) 委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○こんの委員長

次に、(4) その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ないようですので、正副より1点ご案内いたします。

去る2月21日の委員長会において、議長より、所管事務調査の報告を提出していただきたい旨の依頼がありました。

本委員会におきましても、これまで区立児童相談所について、困難を抱える子育て世帯への支援について、および児童・生徒の学校生活のサポート体制について、それぞれ調査・研究を行ってまいりましたので、議長からの依頼のとおり、活動の現況を報告してまいりたいと考えております。

こちらの文面につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、そのように報告させていただきます。

議長に報告する文面につきましては、後日、皆様にもお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後3時09分閉会